

第十三回国会
衆議院

農林委員会公聴会議録第一号

(七六九)

昭和二十七年五月十三日(火曜日)

午前十時三十九分開議

出席委員

委員長 松浦 東介君

理事 遠藤 三郎君 理事 河野 謙三君

理事 平野 三郎君 理事 小林 運美君

理事 井上 良二君

字野秀次郎君 小笠原八十美君

小淵 光平君 川西 清君

坂田 英一君 坂本 實君

田中 彰治君 中馬 辰猪君

幡谷仙次郎君 原田 雪松君

大森 玉木君 吉川 久衛君

高倉 定助君 池田 峯雄君

出席政府委員

農林政務次官 野原 正勝君

農林事務官 小倉 武一君

(農政局長)

出席公述人

東京大学助教授 大内 力君

農業 小巻 俊三君

日本畜産協会会長 岸 良一君

全国養蚕業 佐藤 善太君

連合会理事 下 山 一二君

全国農業共済 鈴木 敬君

協会常務理事 瀧田 次郎君

農業 田中 正助君

農業 西 外居君

農協委員会全 安田 誠三君

国協議会理事 山中 良造君

農協技術 協同組合連合 山 中 良造君

全国共済農業 協同組合連合 山 中 良造君

会副会長 山中 良造君

委員外の出席者

専門員 難波 理平君

専門員 岩隈 博君

専門員 藤井 信君

本日の公聴会で意見を聞いた事件
農業災害補償法の一部を改正する法律案、農業災害補償法臨時特例法案及び農業共済基金法案について

○松浦委員長 これより農業災害補償法の一部を改正する法律案、農業災害補償法臨時特例法案及び農業共済基金法案の三案に関する公聴会を開会いたします。

開会にあたりまして公述人諸君にごあいさつ申し上げます。本日は御多忙の中にもかかわらず御出席いただき、厚くお礼申し上げます。御承知の通り、農業は他産業と異なり、自然の恩恵によつて営まれるものではありませんが、その半面、特にわが国は地理的、気象的條件によつて、風水害、旱害あるいは冷害等の災害もまたひんびんたるものがあります。従いまして、従来からこれらの災害による損失を補償して、農業経営の安定をはかるため、農業共済及び保険制度が実施されて参つておりますが、今回政府は農業災害補償法を改正して、共済掛金の一部国庫負担制度を恒久化し、共済団体の運営、監督検査の規定を整備し、また農業共済基金法を制定して、農業共済基金の設立によつて、保険金支払いのための準備基金を設け、罹災農家に対する共済金の迅速、円滑なる支払いを保証しようとしたのであります。さらに政府はこの補償制度の根本的な改革の準備のため、現行の一筆単位による引受け方式を改めて、農家単位に引受け、農家單位に補償する農作物共済制度を試験的に実施することを考えております。

以上が今回提案せられました三法律案の骨子であります。なほそのほか、災害による損害評価をいかにして適正にするか、共済金額及び共済掛金率は、現在の農家経済から見て、はたして妥当であるかどうか、共済金の支払いは、いかにすれば迅速、円滑になし得るか、その他任意共済のあり方等の基本的な問題がありまして、これがいかに運用されるかは、本制度の任命とも言うべきであります。

本委員会は、すでに先般三案につきましても、慎重なる審査を進めておりますが、本日は、特にたび重なる災害に耐えて農業に精進されている方々、また親しく共済関係の事業に携わつておられる方、さらに学識経験者の御出席を煩わしまして、それらの御立場、御経験からする農業共済制度改正に関する忌憚なき御意見なり、御批判なりを承り、本制度の改善に資したいと思ふ次第であります。

それではこれより逐次御意見を承ることにいたしますが、一応全部の御意見を伺つた上で、委員各位より公述人各位に対する質疑を行うことにいたします。

なおこの際、念のため公述人各位に申し上げますが、衆議院規則によりまして、各位の発言は委員長許可を得ること、またその発言内容は、意見を聞くこととする問題外にわたつてはならないこと、公述人から委員に対しては質疑してはならないことになつておりますので、お含みお願ひいたします。

なお御意見の発表の順序は、かつてながら委員長指名により、かつお一人当り大体十五分程度にお願いいたしましたと思ひます。

それでは最初に東京大学助教授大内力君にお願ひいたします。

○大内公述人 私、東京大学の大内でございます。私はこの問題について専門家でございまして、またこまかい技術的なことに關しましては、ほかの公述人の方々が深い知識を持つておられると思ひますので、むしろ基本的な問題について二、三の私の考えておることをお話し上げて、御参考に使いたいと思ひます。

ここに提案されておりますのは、今委員長からお話のございましたように、三つの法律案が出ておるわけでございますが、この三つの法律案の中で、臨時特例法案を除きますと、ほかの二つの、つまり一部改正法律案と、それから共済基金法案、この二つにつきましましては、もし現行の農業共済制度というものを前提といたしますならば、一応適当な措置ではないかというふうには私は考えております。と申しますのは、まずこの一部改正法律案の方から申しますと、従来から、農業共済掛金の一部を国庫が負担するということは、事実上行われていたわけでござい

ます。御承知のように本来の建前から言えば、これは食糧特別会計が負担いたしまして、米麦価の中に繰入れられることになつておりますが、事実上それがほかの理由から行われていなくなつた。それを今日恒常化するということでありまして、その点には問題がないと思ひます。

それから共済基金をつくる方でございしますが、これも御承知の通り、都道府県の共済組合連合会というものにおきましては、非常に赤字が出ておる。そのために共済金の支払いその他の円滑性を欠いておるわけでありますが、これに適當な基金をつくるということは、當然な事なればならぬことであるというふうに考えられるわけでありまして、ただこの点について私の一、二の疑問を申し上げますならば、この一部改正法律案の方につきましましては、特にこの十二條の改正が問題になると思ひます。今度の改正法案におきましては、十二條を改正いたしまして、国と農民の間の負担の割合というものは、従来政府をやつて参りましたものを、そのまま踏襲する、こういう考え方をしております。しかしこれは、ほかの公述人からもお話があるかと思ひますが、現在におきましては、共済掛金が非常に高過ぎるという不満の声が農民の間で相当高く出ているのであります。従つてこの問題は、根本的には、

あとで申し上げますように、もつと基本的なところから考え直さなければならぬと思います。さしあたつての措置として考えましても、国庫負担部分をもう少しふやす方が、農家の負担を軽くするという意味において適當ではないか、こういう問題が考えられるのであります。そういたしますと、十二條の一項の一号及び二号に出ております二分の一というその率を、たとえば三分の二とか、四分の三とかいうふうに改めるといふことにつきましては、国会において十分御検討をしたいと思います点だと思うのであります。

それから基金法につきましては、これを設けること自体はけっこうだと思ふのでありますが、ただその総額が、政府の案では一億三十億ということになつておりますが、現在すでに府県強

十五億というものをどこから出すかというところについて、相当慎重な研究をしておかねばならないと思う。あるいはむしろ全額国庫負担という考え方が望ましいのではないかというふうにも、私は考えるのであります。前の二つの法案については、一応その点が多少疑問として残されるのでございます。

次の臨時特例法でございますが、これは言うまでもなくまだ試験的にやつてみようというものでございますかから、その試験の結果を待たないと、これがいま行くものかどうかにつきましては、ほんとうのことがわからないわけでございます。しかし、現在出されておりますこの特例法案の考え方につきまして、私は次のような疑問を抱いたのであります。

第一は、今度のこの特例法の考え方によりますと、従来一筆單位でやつておりました被害の査定を農家單位にしようという考え方でありますが、御所知の通り一経営當りの筆数は相当多數になる。二、三十筆にもなる場合が相当多いのであります。そういたしますと、経営單位で被害状況を調査するということになりますと、相当たくさん筆数を調査した上で、その全体を通じて合算しなければならぬという問題が出て参りますので、事務的に相当煩雜になるといふことを考えなければならぬのであります。現在におきまして、この共済制度は事務が相当煩雜でありまして、そのために事務費が相当かさんでゐる。これがいろいろ方面で農民の負担を重からしめ、また同庫の負担も大きくするということになつております。これ以上に事務を煩雜

にすることとは相当考へなければならぬであろうということなのであります。

第二の疑問は、今度のこの制度で補償する共済金額であります。その算定に際しましては、收量の八割を一方とし、それから米麦価の八割を他方として、それをかけ合せて範圍において補償する、こういう考え方をしてお

かしモラル・リスクをどの程度見込むかということは、実は基準収量の調査と災害の被害率の調査が厳密に行われればモラル・リスクを大きく見込む必要はないわけでありますから、むしろその方を厳密にする方策を考えるべきであつて、モラル・リスクをあまり大きく見込むということには疑問があります。それから第三点は、この制度を実行いたしますと、最初に申しました評価や計算が非常に複雑になるという点に關連するわけですが、あとでちよつと申し上げたいと思ひますが、

三つの具体的な改正案につきましては、私は以上のように考えておりますが、翻つて考えますと、この三つの改正案によつて、現在農業共済制度が持つております根本的な矛盾というものはたして解決できるかどうかという点については、私は大いに疑問とするのであります。むしろこの制度では、結論的にいえば、現在の農業共済制度の難点と申しますか、矛盾というものとは解決できない、これを解決するためには、もつと抜本的な対策が考えられなければならないのではないかと私は思うのであります。

現在でも村の共済組合というものにつ
きましてはいろいろ／＼な専門的な技術の
不足もありますし、それからいろいろ／＼
な勢力関係その他でかなり不明朗なこ
とが行われてゐる例が多いわけであり
ます。その点から考えますと、いたず
らに計算を複雑にして恣意的な條件の
入り得る余地が多くなればなるほど、
ますます／＼／＼という不明朗なことが行
われる傾向が強くなるというおそれを私
は持たざるを得ないのであります。そ
ういう意味においてはなるべく計算は簡
單になし得るものの方が望ましいと考
えられるわけでありまして、その点か
ら申しますと、多少不合理な点があつ
ても、むしろ一筆ごとの方が簡單明瞭
でいいのではないかと考えるわけであ
ります。

以上申しました三点は、これを試験
的にやつてみた結果を判定いたしませ
んとほんとうはわかりませんが、将来
これが全国的に広げられるという際
には、ぜひあらためて御検討を煩わし
たいところなのであります。そういうわ

現在の共済制度の弊点といふことにつ
きましてはいろいろ／＼な問題が考えら
れますが、まずさしあたつて問題にか
りますことは、先ほどもちよつと申しま
したように、一方では共済掛金が相当
重くなつております。ことに地方によ
つてはかなり重い所がありまして、そ
れが農家経済に対して相当な圧迫とな
つておるといふことであります。これ
が農民の立場から申しますと、この共
済制度に対する最も大きな不満ではな
いかと考えられるわけでありませう。
いかに考えられるわけでありませう。
ところが他方におきましては、それに
かかわらず連合会やそれから国庫の赤
字が相当大きくなつており、しかもそ
の赤字がだん／＼とかさむ傾向が出
ているといふことであります。一応政
府は、長期均衡の建前から赤字をさし
たり問題にする必要はないといふ考
方をしておりますが、少くとも今ま
の経験から判断いたしますと、長期
にも均衡しそうには見えないのであ
らうとして、このままで行きますなら
ばむしろ赤字が累年かさんで行くとい

方向に進まざるを得ないのである。か、こう考えられるわけであり。従つて問題は、国庫の負担をもつとふやすか、あるいは農民の掛金をもつとふやすか、いずれかをやらねばならない。近いうちに連合会も破産した。すし、国庫もやれなくなる、こういう事態にならざるを得ないのである。その場合に農民の掛金をもつと高めるといふことになれば、今以上に農家経済の困難は大きくなると考えられるわけである。そうなりますと、その点に現在の制度の一番基本的な難点があるのではないかと考えられるわけでありまして、これを解決するためには、相当根本的に考え方をかえなければこの問題は解決できないのではないかと、こう私は思うのであります。今申しましたような矛盾と申しますか、難点がこの共済制度に出て来ているのはなぜかと申しますと、これはいろいろの理由があると思ひますが、基本的に申しますならば、現在の共済制度というものがあまりにも大きな役割を背負わされておるといふところに由来してあるのではないかと考えるのであります。現在の共済制度は実に非常に複雑な役割を果しておるわけでありまして、一面ではそれは損害保険という意味をもちん持っておりますが、しかしそれだけではなくて、他方に一種の農民の生活の困難を緩和するといふ社会保険制度的な意味も持たされております。さらにそれは増産政策とか、あるいは農産物の価格政策といふものとの関連において一定の役割をしなければならぬ、こういう点も織り込まれておるわけでありまして、こういういろ／＼異なつた意味を持つたもの

が一つの農業共済の制度というものの中に織り込まれておりますために、いづれから見てもこの制度がうまく動かなくなつて、半身不随になつておるといふことにならざるを得ないのである。そこで根本的な解決を考えます場合には、こういうおの／＼異なつた面をそれ／＼独立させて、それ／＼に適當な政策のあり方というものを考へて行くことが必要ではないかと考えられるわけでありまして、そこでこれは單なる個人的な私案であります。現在の共済制度というものを次のような形で解決して行けば、私はもう少し合理的になるのではないかと考えるのであります。まず第一に、損害保険という現在の共済制度の持つております面につきましては、この損害保険という建前から申しまして、当然農民の掛金によつて運営されるべきものであると考えられることとあります。それにつきましては、言ひまでもなく危険率によつて掛金の高さに変化を與えるというのが損害保険としては正しいあり方だと思ひます。それにつきましては、せい／＼／＼国は事務費の程度を補助してやるといふことで足りるのであります。それ以上のもので国庫が負担するといふことは、純粹の損害保険として考えれば理由のないことだといふふうに考へるのであります。しかしさういふ損害保険という建前に立ちますならば、それは当然任意保険という形をとるべきでありまして、現在のように義務保険という形をとる必要はないのではないかと考へられます。そしてこれを任意保険という形にしてしまひます。ならば、現在やられておりますように、

共済組合が一方では義務保険と任意保険の二つをやり、その上に農業協同組合が任意共済をやつておるといふような、非常に複雑な重複ということも避け得られるわけでありまして、その場合に、その任意保険の主体が今の共済組合がいいか、あるいは協同組合がいいかといふことにつきましては、いろいろと検討の余地があることだと思ひますが、本来の考え方としては、やはり農業協同組合になるべく事業を集中して、村の段階でいろ／＼な組合をやつたに大きくするといふことは避けるべきではないか、こう私は考へるのであります。但し今申しましたような意味における損害保険というものにつきましては、次の点を考へなければならぬのであります。というのは、現在のうちに米麦価が統制されておりました、麦の統制は近々はずされる予定でありまして、しかしはずされても大體政府の統制価格というものが大きな支配力を持つておるわけでありまして、価格につきましては米麦価は今後も統制されておる、こう考へられるわけでありまして、しかもその統制されておる米麦価といふものは、御承知の通り大體において最低水準に押えられるという傾向を持つております。さういふ状況で考へますと、農民が共済掛金として負担し得る範囲といふものは、当然非常に狭い範囲になります。これを理論的に考へますならば、農民は一方で豊作の年に得ただけのプラスの部分をもつて、他方における凶作の部分のマイナスをカバーする、こういう形で考へなければならぬようになります。従つ

てこの損害保険としての共済金というものは、もしそれを全国農民の掛金によつて運営するといふ建前に立ちますならば、大體において平年作を基準にいたしまして、そしてその上下に豊作と凶作の振幅が出て来るわけでありまして、この振幅の平均的な大いさの範囲のみで損害保険は活動し得るといふことにならざるを得ないのであります。平年作を基準にして上下の振幅の平均的な大いさといふものは、これは相当長期的な統計をとれば大體出て来ると思ひます。およその見当から申しますと、おそらく全国平均で申しますと、一割内外ではないかといふふうには考へておりますが、少くともその範囲においては損害保険という形で十分救済ができるのではないかと思ひます。現在の共済制度では、御承知の通り三割以上の被害がないとこれが問題にならないわけなのです。従つて現在の共済制度では、この部分はほとんど落ちておると考へなければならぬのであります。それから第二のいわゆる慢性災害地とも言うべき、つまり生産性が普通よりも低く、絶えず災害を受けて生産性が低くなつておるといふ土地がかなりたくさんあると考へられるのです。これにつきましては、理論的に申しますと次のように考へるべきだと思ひます。すなわちちを、耕作用をやめてしまふといふことなら別でありまして、現在の日本の食糧事情その他から申しまして、こういう低生産地もぜひ耕作しておかなければならぬ。こういう事情が一方にあるといふたしますと、本来ならば、農産物の価格といふものは、その最低の生産

性の土地、従つて逆に申しますと最高の生産費といふものを償ふところでまゐるの、理論的に言へば当然のことになるわけでありまして、ところが現在の米麦価の統制価格といふものは、さういふ最大生産費といふものでは決してきまつていないのであります。むしろ平均的な生産費、あるいはそれよりもさらに低いところなきまつてゐる、こういうふうにならざるを得ないのであります。さうなりますとこの慢性的な災害地、さういふ低生産性土地といふものは、当然毎年恒常的に赤字が出て来るという形になる。それを救済して、しかもその生産を維持するといふことになりますとすれば、当然さういふ一種の価格差補給金のものが考へられなければならぬ、現在におきましては、この農業共済保険が一種のけたをはかる意味を果しておる、つまりさういふ価格差補給金の役割を果してゐると思ひます。しかし本来さういふ部分まで、いわば価格政策の補充をなすもので共済制度に請負せよといふことは無理でありまして、これは当然共済制度からは考へなければならぬと思ひます。この価格差補給金の財源は、本来の考え方から申しますと、当然他の農産物とプールして行くと、消費者価格の中に繰入れて行くというのが正しい考へ方だと思ひます。それから第三に、以上二つ申し上げました範囲を越える大きな災害といふものであります。これは共済保険という単位では、私は解決できないと思ひます。むしろさういふ大きな災

害に對しましては、農民の生活を一方では保障しなければならぬ、また農業の再生産を確保する必要がある、こういう社会政策的な意味及び生産政策的な意味から考え直さなければならぬ、と思つております。従つてそれは本来の考え方からすれば、むしろ全額国庫負担という形でその損失を埋めて行くという考え方をすべきであらうと思つております。かりに国の財政上の理由から全額国庫負担というものができないといひますならば、その費用の一部分を国民全般が負担すべきだ。従つて農民だけから徴収するのではなくて、むしろ一定の租税の中にそれを繰入れるという考え方をすべきだと思ひます。かりに農民にある程度よい負担をさせるという場合にも、それは現在のように被害率によつて計算をして料率をきめるべきではなくて、むしろ各農家の負担能力というものに應じて徴収しなければならぬ。これはそれが社会政策であり、あるいは生産政策であるという意味からいって、当然の結論であらうと思つております。

およそ以上申し上げましたような三つに現在の制度をわけて考えて、それら異なる三つな対策を講じて行く。こういう考え方をすれば、今の共済制度よりはもう少し筋の通つた考え方ができるのではないかと考えられるのであります。現在の共済制度におきましては、御承知の通り国がある程度の補助をしており、また村の共済組合では、概して申しますと、かえつて損害を過大に報告いたしまして、それによつて連合会からよけいの共済金をもらつて、それを補助金のように適当に配

分してしまふというようなことをやつてゐる村がかなり多いと思つております。こういうようなことになるのは損害保険という意味がなくなるわけでありまして、実は補助金の形のかつたものにすぎないということにならざるを得ない。こういうような弊害が出て参りますのも、今申しましたように、共済制度というものが今の制度では筋が通らないという面があるところに由来するのではないかと考えるのであります。

最後にもう一つだけ申し上げておきますと、先ほど委員長もおつしやいました損害評価の問題であります、これにつきましても、御承知の通り現在では作報の調査が一方にあります、それから共済制度のための調査があり、それから国や都道府県が同じような調査を各所でダブらせてやつております。

○松浦委員長 次には農業技術協会理事安田田誠三君にお願いいたします。

○安田田誠三君 私は農業技術協会の安田でございます。この農業災害補償制度の改正について、今問題になつております三法案につきまして、私は若干今日までいろいろな点でこの問題に關係して参りましたこともありますが、その点から、ごく私見を申し上げてみたいと思ひます。

今日問題になつておりますこの三法案は、ちよつと農業保険法が昭和十三年に成立しまして、十四年に実施されるときから問題になつておつた点に、すべて関連してある問題であります。そして、さういつた意味において、今日の三つの法案は、農業保険法成立当初から問題になつておつた点だということを申し上げてさしつかえないかと思ひます。たださういふ一つ一つの国家制度としての農業災害補償制度のごとき問題は、生れましてから漸次実施の過程を経ながら問題が出て来ることに、そして、その最も必要な問題を順次解決して行くといふようなコースを大体とつて来るのではなからうかと、私は

思つておるわけであります。最初、この法律案の国庫負担に関する規定については、皆さん御承知のように、大正十一年の第四十六議會だつたと思ひますが、議員提出法案として小作保険法といふものが出ておりますが、当時の考え方からいひますと、やはり農業災害については社会保険的な性格を持つて生れて来ておると思つております。その当時の案を見ますと、大体保険料といふものは掛金に付いては、政府、地主、小作人、この三者の共同負担というふうな案が出ておるのであります。最初に小作保険法がスタートしますときには、当時のいわゆる小作争議対策の一環として行われた問題に對して負担をする、同時に地主もこの問題に参画する、こういう關係が今日農地改革の後においては、政府と農民の間に對して、両者が折半的に負担するという程度のことでは當然に行われてしかるべきではなからうか。これはたゞいま大内教授からお話がありましたやうな観点に立つても、農業災害補償制度に対する一つの国家の力の入れ方というものが、ひいては農民のこの問題に對する考え方にも非常に影響して来るのではなからうか、かように私は考えるのであります。

それから第二点の、従来の一筆單位の保險を農家單位の共済に切りかえるという問題は、私はまた別個の考え方を持つておるのであります。農業災害補償制度がほんとうにスタートしたのは、御承知のように、戦後農地改革のあとを引受けて本格的にスタートをした、さういふふうな考えでもいいのじやなからうかと思つております。

その以前は、小作制度を根柢にして日本の農業保險法が伸びて来てたのでありまして、その根本には、御承知のように、小作の場合には減免という慣行が非常に根強く小作制度の一環として大きな問題になつて来ておるわけでありました。従つてあらゆる問題がそこで解決されて参つた関係上、どうしても農業保險法に對する農民の一般的な関心も非常に薄かつた。さういふふうなことを一つの基本的な問題として考えなければならぬと思つて、さういふ問題が、戦後いわゆる小作料減免という問題なんか、農地改革によつて一応解消したやうな考えの上に立つて行くか、さういふ点が非常に重要な問題になつて来ると思つております。

今までの農業災害補償法は、たゞいま大内さんからもお話がありましたやうに、いろいろな意味において非常に弱い農民経済の土台の上に立つて行われている問題であり、しかもいろいろなほかの農業政策上の欠陥といひますか、さういつた問題がこの補償法の上に総合的に現れて来ておる。たとえて申しますと、供出が非常に強化されて来るということになると、この問題のかたががやはり農業災害補償制度の上においてとられる。あるいは公定価格といひますか、供出価格が適当でなければ、この問題がやはりどこかの面において現れて来る。それは農業災害補償法の上にやはり姿をかえて現れて来る。さういふふうなことが今日までの実相ではなからうかと私は考えておるわけでありました。従つて農業災害補償制度の実際の運営といふものは、これのみの運営ではなくして、

い／＼なほかの農業関係の制度と相関的に見るべき問題ではなからうか。その相関関係をにらみ合せながら、この制度の実施に当って行くことが非常に大切な問題のように思うわけであります。そういつた観点から申しますと、今まで一筆を中心にして共済事業をやつて来たというところは――今までの小作地についての地主小作の減免という問題が、その一筆の土地を中心にして非常に利害相対立して、そこで争われる。従つて片方からいへば災害を大きく言い立てる。片方は、これを小作料の収入の面からなるべく少く見よう。こういう点が一筆の耕地を中心にして、非常に利害が相対立するといひますか、そこで取引が行われる。こういった関係は、やはり全般的に見まして、災害を大きく伸ばして行くといひますか、そういう小さいものの累積が、全体としては非常に大きなものの集計の結果として現われて来るのではなからうか、こういうふうにも思ふのであります。従つて、戦時中、戦後を通して今日まで、供出制度は大体一筆を見ながら、全体の農家の供出量を見て行くというふうなことで進んで来ている、それにもかかわらず、この農業災害補償制度では共済單位というものを一筆によつてやつていく、こういう矛盾は、制度上から見ましても当然に改むべき時期に来ておるように思ふのであります。この一筆單位の考え方をかえるというところは、今日のほかの農業制度、農業の実際の政策面における問題と、大体歩調を合して進んで行くべき性質のものではないかと私は考えるのであります。

またもう一点、この農家單位の問題について申し上げてみたいと思ひますのは、今日この補償制度に対するいろいろな批判というものの一つは、やはり掛金が大きく出て来る。これが農家経済の上においては税金に次ぐものであると言われるようになって参つておるわけであります。これは農家の立場から見ますと、大体やはり出すことは少く、共済金としてもらう方が大きいという、これは農民の偽らない心理であると思ひます。そういう点を考へてみると、一面に農家の負担を合理化して行くという点から見まして、確かに一筆の共済に比べると、農家單位の共済にかつて参りますと、農家のこれに参画する利益といひます。この共済制度によつて受けるチャンスといふものは若干減つて来ると思ひますが、しかしこれは農民の負担軽減、いわゆるこの共済掛金の負担軽減といふものが單に軽減ではなくして、一つのやはり合理的な線の上に立つての軽減でなければならぬといふことを考へて参りますと、やはりこの農地改革のあとを受けて日本の農村の土地制度といふものの土台の上に立つて考へてみると、また同時に供出制度といふものが今日このような状態に立ち至つておる点からいひますと、私は農家の共済單位といふものは一耕地だけに限られるものではない。やはりその農民の持つておる耕地全般について、その收穫の問題にすべきでないかといふように考へます。この点は今日問題になつておりますように、この補償制度に對して非常に財源のないところから問題になつておりますとともに、今日この災害共済制度に對して問題になつておる点をい／＼考へて参ります

と、災害のない農地を持つておる農民からかなりこの問題が出て来るように伺つております。それは根本的に言へば常習的な災害をどういふふうな解決するかというたぐい大内さんからお話がありましたが、今日この無災害地といひますか、災害を受けない農家から起つて来るこの制度に対する批判というものの、一面この農家單位を採用することによつて、ある程度問題の解決ができるのではないかと、いふように考へます。これは、大体農村でわれ／＼が若干の所で調べたところによりますと、耕地は今までのところ大体分散して、戦後の土地の動き方を見ておられます。農地はやはり災害のある所、ない所といふように、い／＼災害の危険の自己負担といふ方法をとつておるわけでありまして、そういう点から見ましても、私は自己保険といふ考へ方を農業共済單位の上に取入れて来るというところは、やはり今日の時代においては当然なすべき問題じやなからうか、こんなふうな考へておるわけであります。

それから第三点のこの基金法の問題については、確かに諸外国の立法例によつてみましても、こういった制度のスタートにおいては、当然当初からこの基金の問題が考へられなければならぬ問題であつたろうと思ひます。また当初からこの問題が多くの人手によつて提案されて参つたのであります。先ほど申しますように、ようやく補償制度といふものが本格的に農民の関心を高めるようになって来たのは戦後のことでありまして、戦前の保險法が行われました昭和十四年以後の問題は、農民が関心を持つていなかつたと言つていい程度の内容のものでありまして、ようやく補償法という問題についてこの数年來農民が関心を持つて来た、その関心を持つて来た焦点というものは、やはりこの制度に対する基本的な問題としての基金法といひます。金融措置といふものがとられていないことに対する制度の運営上の欠陥に對する不満が相当農民の中にあります。たとへて申しますと、損害額が決定いたしましたも、なか／＼共済金は来ない、こういったことは現在の補償制度の仕組みの上から見ますと、これは当然な面を持つておるのであります。それに対する一つの補強的な施設として、私はこの基金法案に對しては、内容的にまだ非常に問題にされるべき点がたくさんあると思ひますけれども、この問題はすみやかにスタートを切つていただく必要があるという考へを持つていただくわけであります。

最後にこの補償制度に對して、いろいろ今日問題になつておる点を伺つてみますと、農民のこの制度に対する不満といふ点は、これに對する農民の掛金が非常にふえて来たといふこと、この補償制度といふものが、實質上農民の関心を高めて来ているという問題からスタートして思ひます。けれども、ただ今後の問題として申し上げてみたいと思ひますのは、この補償制度がその成り立ちから見まして、農民と国家との、いわゆる組織上において、両方の合作的な制度のようになつていくわけでありまして、ところが一番大切な問題は、土台を農民の上に置いていながら、農民にとつてこの制度の理解といふものが十分になされていないという点から起る問題が相当あるように思ふのであります。この点はぜひ今後の運営の問題として、趣旨の徹底という問題にも手をゆるめてはならないと思ふのであります。

さらにもう一つ同時に、この制度の運営を通して、農民がこの制度に對する功罪、利害という問題を判定して参りますので、町村の第一線における共済制度の運営といふものが、実は非常に大きな農民の批判の対象になるわけでありまして。そういう点から見ますと、なお今日共済制度実施上の問題として考へらるべき問題が多々あるのであります。たとえば、一例として先ほど申し上げましたように、災害のない農家、ある農家、こういう問題を、どのようにして合理的な線の上に乗せながらこの制度を充實させて行くか、こういう点になつて参ります。今日全国の町村の内部においても、この危険の段階といふものを考へなければならぬにかかわらず、その町村においては同じような掛金をとつておる、こういう点について、利害が同じ町村の内部においても相対立するといふ問題が出て参つておるようでありまして。これらの問題は、また第一線の共済事業といひますか、町村における共済事業といふものを實際的に確立して行くという過程において、岐路に立つていく問題のように思ふのであります。そういう問題が参りますし、またその農民の方からいひますと、どうしても掛金はかけ捨てであるといふことに對する不満がある。それは相対的な税金に次ぐ共済掛金を納めていながら、どうも納めきりだ。農家の隣り同

士のおつき合いはしても、二重の掛金でだん／＼掛金が重なつて来ると、それに対する利害関係が非常に高まつて来る。そういう点から、これに対してひとつ適切な処置、方法というものを考えるべきではなからうか、かように考えるのであります。たとえば現在の農家単位を切りかえて参ります場合において、そういった点も一応運営上の問題として、とりもどしということも小さいながらも問題として考へて行くべきことのように思ふのであります。大体この補償制度自体というものは、非常に保険的な形式をとつております関係上、どこをどういうふうにいじつて行くかという問題は、非常に制度全般の問題と関連をして来る問題です。ただ私がここで申し上げておきたいのは、わずか五年、十年、補償制度を通じての、いわば実績というものは、何らか今後の問題に示唆を與えておる。そういう点から一歩々々その制度の実施の過程を通して、この制度の拡充、内容の充実という問題の線に沿つて、制度の改正をお考へいただくという点から考へてみますと、ここに今日問題となつております三つの法案も、最初に申し上げましたように、いずれも立法当初から問題になつておつた点であります。そこまですんなりの全国的なこの問題に対する関心が高まつて来なかつた。こういつたふうな点が見られるのであります。どうかこの問題については、私は三法案ともいまだ十分な内容——ほんとうに農民の立場から申し上げますと、あるいはそれらの点についてなお不満の点があると思ひますが、とにかくその線においてこの三法案を踏み出していただきたい

で、次にどういつた問題を改めて行くかというふうな考へ方で進んで行くのがよいのではなからうかというふうに思つておるわけでございます。なおもう一つ最後に、この補償法ができるときに私が若干その責任者の地位にもおりました関係申し上げておきたい問題は、今日問題になつております任意共済の問題であります。いろいろな点において今日客観的な情勢がかわつて来ておる点も考へられますけれども、この法案のできました当初におきましては、司令部との打合せの場合において、問題はとにかく最初の立案の中からは、こういつた任意共済という問題は落すべきだというふうな主張があつたわけですから、それはそのときの全国の共済関係の方々の意向なり、あるいはわれ／＼当初の考へとしてしまつては、この任意共済の問題は、全体のこの補償制度というものが、一面に非常な——農作物、畜産、家畜の共済については、かなり国家事業的な色彩がどうしても強くなる危険性がある。従つてこの問題があまりはつきりとして前に出て来ると、地方の農民の考へ方は、この補償制度になか／＼結集して来ないというふうな点を考へますと、どうしても地方的な、農民の関心を持つておる問題は任意共済の中に吸収すべきでなからうか、こういふふうな角度で司令部の方と折衝したことがございますが、とにかくこの問題は国会において問題になれば別問題だ、政府立案の場合の法案としては、第一義的にはこの問題は控えてもらいたい、こういふふうな話で、当時全国的な希望があつたにかかわらず、この問題は、私の関する限りにおいては、国会が問

題にしてこれを解決すれば司令部としてまた考へよう、こういふふうな考へ方で、この補償制度における任意共済の問題は、スタートにおいては問題にならなかつたというのを申し上げておきたいのであります。なお、当時戦争後の非常に混乱した状態で、地方では共済団体の間で、ぜひ／＼任意共済をやりたい、そういうことによつて農村の総合的な災害補償制度というものを打立てたい、こういう希望がありましたけれども、その当時においては、そういつた一つの司令部の意向がこの法案成立のときに反映をしておつたということを、一言申し加へておきたいと思ふのであります。非常にまとまりがございませんでしたが、私のこの三法案に対して感じておりますことを率直に申し上げて、終りいたします。

○松浦委員長 先ほど公述人全部の御意見を聞いてから委員よりの質疑を行つた旨申し上げましたが、ただいまの大内君、安田君の両君は急ぎの御用があるようでありますから、両君に対する質疑をこの際行いたいと思ひます。

○河野（謙）委員 この際大内先生に伺いたいのですが、先ほど通常の場合好凶の差一割程度というふうなお話を伺いました。これは水田、畑作を含めての計数であります。それとも水田の場合だけを意味しておるか。

もう一つは、慢性的な不毛の地帯と申しますか、反収の低いところ、こういふところについては別に切り離して考へて——伺つた意味はこうではないかと思ふのです。そういう場合は別な

高い価格で買つてやる、そうしてそれは消費者の負担にすべきだ、こういふふうな何つたのです。そうしますと、現在たとえば米の供出価格の場合に、米の供出価格を二つにすべきだ、こういふふうな御意見であつたのではないかと申すのですが、この点を伺いたいのが第二点。

第三点は、今の共済制度におきまして掛金率に差等がつけてありますけれども、御承知のように東北、北海道、北陸地帯の農業経営と、関東、近畿、九州、中国の農業経営とは根本的に著しく違ふ、東北、北陸、北海道地帯がその他の地帯と違ふところは、この辺へ行きますと、大体農家自体において一つの危険分散をやつて、自己保険をやつておる。そういう地帯と、それをやり得ない地帯、こういふように根本的に農業経営の本質が違ふのです。こういうものについて、ただ掛金率にある程度差等をつけるということだけでは是正し切れないと思ひますが、こういう点について先生の御意見をこの際伺いたい。

それから安田さんに伺いたいのですが、今ちよつとお話がわからなかつたのですが、この法案出発の当時、あなたたちはたしか保険課長で当の責任者だつたと思ふのですが、司令部との折衝において、強制加入で行くだけけれども、もし国会の意見が任意加入にしろというのなら任意加入でいい、こういふふうな意味ですか。それとも任意加入でいいのだが、国会の意思によつて強制加入の方にかゝるというところになつたのか。そのところが私よく意味がわからなかつたのですが、これを両先生に

お伺いしたいと思ひます。

○大内公述人 今の第一点であります。これは私正確に計算をした結果申し上げたわけではないので、およそ日本全国の米の生産量から判断いたしました、全国的、平均的に言へば年々のフラクチュエーションをプラス・マイナス一割内外に認められるのではないかと申す程度で申し上げたのであります。正確な計算、ことに地方的にどう計算するかという点については、統計技術上いろいろ問題があると思ひますが、その点につきましては深く考へておりません。

それから第二の点であります。これは私も大体今の御質問の通り考へております。供出価格を二本建ての形にすべきか、それとも供出価格を一本建てにしてそれ以外に、そういう災害地に対する特別の補助金を交付するといふ形であるか、どちらの方が適當かといふことは、技術的にいろいろ問題があるのではないかと思ひます。むしろ私は後者の方、つまり供出価格は一応全国的に一本にしておきまして、あと個々に慢性的な災害地について、補助金の形で救済策を考へて行く方が適當ではないかと考へております。

第三点の、単作地帯とそうでない地帯について、危険分散ができるかできないかという点に差があるということも、今の御意見の通りだと思ひます。それで単作地帯につきましては、従つて危険率が大いふわけでありまして、従つて先ほど私が申したように、いろいろ意味を含めた共済制度でやつて、しかもそれを掛金率の差等という形で出して参りますと、どうしても單

作地帯の農民は、非常に負担が大きくなつて不利だという傾向は救えないのであります。従つて先ほど私が申しましたように、むしろ保険という形で救済する部分を比較的小さいものに限定する。大きいところは保険以外の方法で解決する。こういうことにすれば、多少の差はそれでもできると思ひますが、しかし今は大きな差が出ない。こういうふうには私は考へます。

○安田公達人 ちよつと言葉が足りませんでしたが、誤解を受けたかと思ひますが、先ほど申し上げました任意共済と申しますのは、農作物、蚕繭、家畜を一応除いた、たとえば家屋の火災の共済、それから地方的な共済、そういう共済のことを申し上げたのであります。

○河野(謙)委員 古くことを知らないのでありますが、すると今の米麦につきましては、政府原案が当初から強制加入で出されたのですか。その裏において、御承知のように司令部の要請というか、司令部の意見によつて、強制加入で出されたのか、その点をひとつ伺ひたいと思ひます。

○安田公達人 これは当初司令部の考へ方は、とにかく強制的な考への上に立つた制度は否定すると言ひますが、そういう空想もありまして、農業災害補償制度のときは、農作物共済についても、その問題は当初は任意で行くべきではなからうか、こういう意見がありました。その点について数回にわたつていろ／＼話し合ひをした結果、強制制度という結論におちついたのであります。当初はアメリカでも、農業保険という考へ方で行くのなら、当然これは任意に、農民の自発的意思によつて

参加するようにすべきではないか。但し、反面に国が農民に対して強い農業上の要請をするという立場なり、あるいは農民に対する一つの保障をするという考へ方をこの制度の根幹に強く持つならば考へ方はまた別だ、こういうような考へ方で、当初アメリカの日本の保険制度に関する理解は、アメリカにおける会社などでやつております考へ方のつもりで、向うは考へておつたようであります。

○井上(真)委員 大内さんにちよつと伺ひます。今河野氏から質問をいたしました点に関連するのですが、先生の考へでは、損害率の高い地域の保険は任意保険の制度がいい、それから低位生産地の場合は保険から除外して、公定価格のほかに一定の補助金を出した方がいい、こういう考へ方の方です。そうしますと問題は、損害率の高い地域では任意保険によつても保険に加入をしてその被害を救済しようという手が打たれると思ひますが、日本のように非常に自然的、地理的條件が異つておる所において、災害やその他の被害の多い地方は大体きまつております。今問題になつております保険金が高いとか、あるいはこの保険に對していろ／＼問題を起しておるの、そういう制度の恩恵をあまり受け得ない地方の農民が多いのでありまして、そこでいまひとつ自然的地理的條件といふものが一応考へられなければならぬじやないか、損害率の非常に高い地方とそうでない地方とがあります。そうしますと、損害率の少ない地方で、毎年保険金をかけておる地方は、先生のお話で行きますと、任意加入によつて保険の恩恵を得ようとする農民が非

常に少くなつて来はせぬか、そうすると損害率の多い地方だけで任意保険による制度が成り立つか成り立たぬかという問題が起つて来はせぬかと思ひます。任意保険になりません場合は、損害率の低い地方は加入しないということになります。それで損害率の多い地方は、任意保険による場合は保険自体が成り立つか成り立たないかという問題が起つて来ますが、そういう場合どういう処置をお考へになつておりますか。それから任意生産地というものが、先生のお見込みでは、大体全体のどのくらいのパーセンテージを押えておりましたか。たとえば三百万町歩の水田があると仮定いたしました、このうち特に危険率の高い、低位生産地と言われる冷害地帯、あるいは山間部と地帯、あるいは非常に灌水の悪い特別な地帯というふうなことを考へて、大体全体のどのくらいの割合を低位生産地と見込めばよいのでしようか。その点おわかりでしたらば、御説明をお願いしたいと思ひます。

○大内公達人 今の第一点でございますが、任意加入にいたしますと、今おつしやつたような現象は必ず出て来ると思ふのであります。その場合に、割合に災害の頻発する地帯で保険がうまく行くかどうかということが、当然問題になると思ひますが、これは次の低位生産地というものをどのところで限度を切るかということと関連するのではないかと考へられます。私の考へでは、損害保険という形で救済し得る範圍は、割合に狭くしなければならぬといふので、たとえばこれはまつたのたえで何も根拠のない数字でありますが、平均的な收穫に對して上下二割なら二割の範圍については保険で救済する、こういう考へ方をいたしますならば、災害の割合多い所でも、その限度でありますならばそれほど高い保険金をとらなくとも保険金の範圍でやればはしないかというふうに一応考へます。

それからその低位生産地はどのくらいの面積であるかということにつきましては、これは私全然統計も調べておりませんし、またおそく調べても、今の日本の統計ではなかなか正確な数字は出て来ないのじやないかというふう感じております。従つて根拠のあるところは何ら申し上げられませんが、たとえば米生産地調査というものが半分、下のものが半分以上のものであるわけでありまして、その下のもの半分を一応低位生産地と考へることもできるわけでありますが、しかしむしろその算術平均をとりますよりは、たとえばモードをとるとか、そういうような方法で比較的多い所、山を画いてその山の一番高い所を日本の標準的なものと考へますと、それ以下のものがどれくらいあるか、こういう問題でおよその見当がつくのじやないかと思ひます。今正確な数字は覚えておりませんが、そういう一つの線を引いてみますと、算術平均よりはかなり低いところになります。集まりますので、それ以下をとりますとおそく全農家の三割くらいになるのじやないかと思ひます。但し今申しましたように正確な数字を覚えておりませんので、数字そのものについてはあまり確信が

ございません。その点は御了承願ひたいと思ひます。

○小淵委員 大内先生にお伺ひしたいのであります。先ほどのお話の中に、農業共済基金法案の三十億の基金の問題については、すでに府県連の赤字が二十八億ほどあるから、もし三十億の基金ができて、これはその方にまわつて行くおそれがあるのではないか、そういうふうな場合には、農民の五五のプール資金の出資はかえつて農民負担の加重になりはしないか、むしろこういう金は全額国庫負担でプールの資金をこしらへて行くことがよろしいのではないかと、もしこのプールの資金ができたとしても、その赤字の方にまわればきつて加速度的にまわるとするべき結果になると私は思ひます。これは三分の一農民負担、二分の一農民負担というふうな農民の負担を軽減しようというのを仰せられた理由というものは、この金が短かい期間にその使命を果し得ず、赤字の方にまわるというふうなことを想定してお話でありますが、その点をお伺ひいたしま

す。

○大内公達人 先ほどの私の言葉が足りなかつたので多少誤解があつたようでありましたが、私の申し上げた意味は、三十億の基金がすぐに従来の赤字の埋合せに使われるという問題ではございませんで、そういうこともあるかもしれませんが、むしろ私の考へておりましたのは、従来わずか四、五年間に二十八億の赤字が出たわけでありまして、今三十億の基金を持つたとしても、

今後また四、五年たつと、今の調子で行けばその基金全部がなくなつてしまふという問題が起りはないかという点をまず申し上げるのであります。それから全額国庫負担にした方が望ましいのではないかと、それは、それは直接関係がないのでありまして、今の連合会の資金状況から申しまして、この十五億円という基金を提出するのは相当困難ではないか。もしそれを新たに農民にかけて、それで十五億円を提出することになると、農民の負担は非常にふえる。一時的であつてもふえることになる。しかもその基金がなくなつたときにもう一度そういう形で農民からとることになると、結局保険金は重くなつたということとあまりかわらなくなつて、そこにいろいろの問題がある。むしろ連合会の今の資金の能力から申し上げましたならば、全額国庫負担をする以外にないのではありません。こういう意味で申し上げたのであります。

○吉川委員 大内先生と安田先生にお伺いしたいと思ひます。今の御質問に、関係があるのでありますが、大内先生のおつした基金制度の問題について、非常に私も賛成してゐるのです。今府県で二十八億、国で六十億を超える赤字があるのでありますが、それで再保険の制度をとる以上どうしても基金が必要ですが、大体どの程度の基金を必要とするお見通しをお持ちでございますか、それを大内先生にお伺いいたします。

それから、安田先生にお伺いしたいのは、先ほど司令部との交渉の経過を伺つたのでありますが、この制度で行きますと、国家的な性格が非常に強い

から、組合員である農民に共済制度に對するものと強い関心を持たせることが共済事業を發展させる上に必要であるというので、地方的な性格といひますか、もつと自覚の上に立つての民主的な行き方でないかといふことが、そうするためには任意共済の部分も含めて行くべきではないかといふ考え方でも司令部と御交渉なさつたやうに伺うのでありますが、私はそれは全然逆で、この制度で参りますと、むしろ封建的な農村では、強制的な制度で上からやつて来るものに対してはいやおうなしに應ずるのです。だから強制共済をやつていく団体機関があつて任意共済のものをやるということになるし、しかたなしにこれに従うという結果になつて、農村の封建制をいやが上にも増長させて行く結果になることが現実と考えられるのです。そこで、そうじやないのだといふことでおやりになつたとするならば、そこに少し御検討が足らなかつたか、それとも他の御意図があつたか、私のほかに聞くところによりますと、非常に共済関係の諸経費がきつなくつたので、そのきつなくつた経費を補填するために任意共済によつて相当の収入をあげて、これをもつて補填して行くといふやうなお考えがあつたのではないかと、このことを聞くのには、いまだと思つてゐます。

○大内公述人 この基金を何十億にするのが適當かという御質問であります。が、何十億であるべきであるか、私がお答えするだけの用意をして参りませんでしたが、基本的な考え方から申しますと、これは共済掛金の問題とも関係があるのでありますが、一応赤字

が出ないやうな形で掛金率がきまつてゐるという前提に立ちますと、あとの問題は年によつて多く出る年と少く出る年がありまして、その差額を直すといふ点と、それだけのものが基金としてあればいいといふことで一応言えるのではないかと、従つて過去の経験から推して、最大に保険料を支払つたときと、最少に支払つたときの差額がどれだけあるかといふことを一応検討いたします。おおよそ掛金の大ききといふものは出て来るはずであります。それが具体的に何十億であるか、今計算して参りませんので申し上げることはできません。考え方としてはそれでいいのだと思ひます。

○安田公述人 今御質問の点は、実は、こういうふうな考へておつたわけですが、この任意共済の問題は、昭和十三年の保険法ができました当時においても、保険的な制度で国が援助するといふ問題に非常に制限がございまして、たとえば米麦とかあるいは災害についても非常に制限がございまして、なるべくそれを広範に、共済制度として総合的に事業を伸ばして行きたい、こういう角度から、国が再保険をしない問題については、国が再保険をするやうな状態になるまで任意共済でひとつ育てて行く、こういうやうな考え方、この法律上設けられまして任意共済の問題をわれわれ考へておつたわけでありまして、従つて今お話のやうな点は、あるいは人によつて違つた考え方があるかもしれないが、一方の当時の考へとしては、そういう考え方を持つては進んでおらなかつたといふことを申し上げます。

○松浦委員長 午前の會議はこの程度にとどめまして、休憩いたします。午後一時より再開いたします。午後零時二分休憩

午後一時十四分開議
○松浦委員長 休憩前に引続き會議を開きます。それでは埼玉県北足立郡北本宿村鈴木敬君に御意見の御発表をお願いいたします。

○鈴木公述人 私は埼玉県の一農民として、公聴会の公述人として参加しましたことを無上の光榮といたします。実は去る十日、電報をもつて「十三日午前十時までに公聴会公述人として出席されたし。なお資料は別便にて送つた。農林委員長。」との通知に接し、しかし資料は十一日に届きました。が、公述要領の文書が間違つて来なかつたので、はたして本日どういふことを申したかといふか、いささか當惑しておつたのであります。本朝公述要領を見まして、それ、これに準拠して私の考へを申し上げたいと思ひます。

あなたはいかなる種類の農業經營をなされてゐるか。私は埼玉県北足立郡北本宿村でございまして、これは従来の中丸と石戸を合併して北本宿村となつたのでございまして、麦の埼玉、麦の石戸として麦の産額が多く、またかんしよの産地でございまして、私は現在畑作二町八反、これに大小麦、かんしよ、陸稻ときわめて平凡な主穀式の經營でございまして、水田はわずかでございまして、五反八畝、いずれも濕田、一毛作田で、植田栽培でなくつみ田栽培を中心として直接まきつける方法でございまして、家族は六人の働き手で、

私たち夫妻、長男夫妻とさらに次男の夫妻の三夫婦でございまして、次男夫婦は当地に平地林がありますが、果の開拓によつて開拓入植地に指定され、四世帯の開拓入植地ができたのであります。が、入植者の一人としてやがて入植する予定になつており、昨年の十一月一日付をもつて二町歩の耕地を買い受けたのでございまして、そして十一月十五日から約百日にわたりまして一町歩の開墾を完成いたしました。これに陸稻をまきつける予定で着々準備をしておるのでございまして、かくのごとく私は眞の農民として、食糧増産に對して燃ゆるがごとき熱意と意氣と努力とをもつて奮闘しておるのであります。昨年度は大小麦の供出百三十俵、米三十俵。また従来かんしよの供出のあつた当時は、五百俵から七百俵の供出を完了したこともございまして、

次にあなたの村の人たちは現在農業共済制度に關していかなる感想を持つてゐるかといふことにつきましては、この農業共済制度は、農業者が不慮の事故によつて受ける損失を補填して農業經營の安定をはかり、農業生産力の發展に資するといふ意味においてはわれわれ農民が安心して生業に励むことができる制度であつて、われわれは、まづもつてこの制度によつて全農民が生きられるのだと思つたときに、最もいい制度であると思つたのでございまして、次に廃止した方がいゝかという意見がありますが、あるとすればその理由といふことでありますが、この問題につきましては、中には掛金が高くて、かけつぱなしで何ら恩恵に浴さない、農業共済保険と健康保険は全面的にやめてもらつた方がいいといふやうな意

見を持つ者もございます。しかし善良なる農民として、何人も不慮の災禍にあうこともあるのだから、これはけつこうな施設であつて、私は継続してやつてもらいたいと思う。私は大小麦におきましても二町四反、陸稲におきましても一町歩、それから水稻の五反八畝、全部加入しておりますが、いまだかつて共済金をもらつたことは――

昨年水稻の病虫害がはなはだしかつたときにわずかにいただいたのみでございます。なお大小麦におきましても、私の方は中仙道沿線でありまして、先ほど入植地の話も出ましたが、これら開墾地も多いので風旱害等もあるのをごさいます。しかし損害評価に該当はしない。しかし私はあくまでもこの政府の施設である農業共済事業は、万一の場合これはどうしても入つておかなければならないのだ。こんな農民の気持から、ぜひ継続してほしいと思ひます。

次に、現在の強制加入制度を任意加入制度にした方がよいという意見があるか。あるとすればこの理由。しかし現在の強制加入制度を任意加入制度としたならば、結局先ほど言つたように、国民健康保険と共済保険とは全面的にやりたくはないというふうな意見が台頭したとするならば、任意加入制をとつたならばほんとうに加入者がなくなつてしまつて、この共済事業ができ得なくなると思ひますので、現在のこの強制加入制度を採用していただいた方がよいと思ひます。

次に、あるいは運営上の欠陥を是正して現行の制度を継続すべきだといふ意見がありますか。あるとすればいかなる点を改むべきであるか。これは運

営の欠陥を是正して現行制度を継続すべきであると思ひます。

なお、現在の共済掛金が高いと思うか、安いと思うか、また適当と思われるか。これはもちろん私たち農民は非常に疲弊しております。特に終戦後疲弊の極に達しておりますので、幾分でも掛金は安い方がいい、これを念願しております。

あなたの村の損害評価は適正に行われておりますか。適正でないと思へばいかなる点に欠陥がありますか。しかしていかに改善すべきと思ひますか。私たちの村の損害評価は、村に損害評価委員というものがあつて、それぞれ熱心に評価委員が評価されまして、そして郡あるいは県の方に提出されるのでございまして、すべてまたこの共済につきましても支払いのわくがある。こういうふうなわけで、いかに精密に評価を行い提出いたしまして、別に過大評価しなくても思つたやうに評価されないというの、これをもつてやむを得ないと思つております。

なお基準収量を三段階にわけ現在のやり方を適当と思われませんか。それはそれでけつこうと思ひます。

なお次に被害の限度を三割以上とし、共済の限度を五割で切る現在の制度をやむを得ないと思ひますか、改善すべきものと思ひますか。改善するとせばいかに改善すべきか。私はこの点につきましても別に意見はございせん。

なお、現在の一筆単位共済から農家単位共済に移行せしむべきと思われませんか、いづれがあなたの村の实际情况に照して有利と思われませんか。これは現在

一筆単位共済をやつておられますが、さらに今回新しく農家単位共済に移行する、試験的にこれを行つて、将来その結果によつてはやつてくれるというお話でございまして、これは農家単位共済に移行されることが望ましいと思つております。

次に、あなたの村の共済組合の事業は順調でしょうか。また過去一年間の受取り額と支払い額の差はどの程度でありますか。掛金はどの程度ですか。これにつきましても、私の村の共済組合の事業はたいへん順調に進んでおると思ひます。私の方の共済組合は中丸と石戸と元の旧村の関係で農協も共済も二つになつております。石戸農協と言ひ、石戸共済組合と言つておりますが、私の方は石戸共済と石戸農協に属しておるのでございまして。そして荒川がありまして荒川の沿岸は洪水地でもつて、たま／＼洪水に見舞われることがあるのでございまして、私の方は中仙道の沿線で、これは水害はない、しかし風害、旱害、これは微々たるものでございまして、そんなような関係で、非常に荒川沿岸におきましてはたまたま水害地としてこうした不慮の災禍にあつたこともございまして、この過去数年間におけるところの受取り額と支払い額の差というものが大分あるやうでございまして、その数字を村の方から聞いて来ましたがここに参考までに御報告申し上げます。

まず水稻におきまして、二十二年が共済掛金が三万七千七百九十九円、共済金が三十五万五千五百七十二円、指数が一五七・四％、保険料が二万六千二百六十三円、保険金が三十九万五千八十円、指数が一五〇・四・三。二十三年

が共済掛金二万八千四百二十一円、共済金が一万八千七百七十四円、指数六五・八。保険料二万四千二百九十九円、保険金一六万八千四百三十三円、指数六九・三。二十四年が共済掛金三万三千六百八十四円、共済金九万九千八百八十二円、指数二九四・四。保険料二万八千七百九十九円、保険金八万九千二百六十四円、指数三〇一・二。二十五年が共済掛金三万六千五百六十五円、共済金二十九万三千九百二十円、指数八〇三・八。保険料三万一千二百六十六円、保険金が二十六万四千五百二十円、指数八四六・一。二十六年が共済掛金が五万四千八百四十八円、共済金九万八千五百二十円、指数一七九・六。保険料が四万六千九百円、保険金が八万八千六百六十八円、指数一八九・一。以上合計いたしまして、共済掛金が八十八万四千二百三十七円、共済金が八十六万五千九百八十八円、指数四七〇。保険料十五万七千五百二十七円、保険金八十五万四千三百八十三円、指数五四二・四。これは水稻であります。

陸稲の方は被害がたいへん少かつたものでして、指数にいたしまして、二十三年が六五・七、二十四年が一五四・一、二十五年が八六・九、二十六年が一七二であります。大体以上であります。それから共済金を受取つてゐる農民は、全農民の何パーセント程度であつて、いかなる階層に属しますか。また共済金にもあまり農民が一方に片寄るやうな傾向はありませんか、あると思ひますか。これはどうしても水害地であるいは非水害地といった形で、水害地の方へ片寄るのは当然であると思つてござい

ます。

次に、共済組合の役員と、農協の役員とは兼任しておりますか。事務所は別になつておりますか、一緒になつておりますか。これは共済組合の役員と農協の役員とは、別に兼任してありませんが、事務所は同じ農協内にありまして、一緒にやつておるのでござい

ます。

なお次に、両組合の経理が相互に融通され過ぎて、農民に不満を與へてゐる事実はないでしょうか。別にこういう点につきましても、不満を與へてゐるやうな点はないと思ひます。ただ共済金の支払いが遅れるというやうなことが大分あるのでございまして、これはやがて共済基金の設立により、農民の待望するように迅速にやつていただけたらと思つてございまして、これに期待を持つておるものでござい

ます。

なおこの共済基金につきましても、三億、農民から十五億、この線を出されておりますが、先ほど申し上げましたやうに、農民は非常に疲弊しておりますから、ぜひもう少し、国家で七割くらいまで出していただきたい。こういうふうな私要望する次第でござい

戸共済組合においては納めております。郡下としても第一位の成績であるというお話を聞きました次第でございます。いづれにいたしましても、この建物共済の面やなんかにつきまして、中央におきましては共済農業協同組合とか、あるいは共済連合会とか、建物共済やなんかをめぐりまして、非常に論争をされておるとかいう話も聞きますが、これは真にわ、かまをとらな

いところの農民の方々のやられること、われ／＼末端におきましては、ほんとうになごやかにうまく行つておるのでございまして、真にわれ／＼くわ、かまを持つておるところの農民は、こういうことは迷惑千万であると思ひますので、どうか政府におきましても円満なる指導監督をお願いしたいのでございます。

なお、家畜保険や蚕繭共済に関する農民の考え方は、これは家畜保険におきましても蚕繭共済におきましても、全部共済組合においてやつております。また酪農組合の方では、その村の共済のみならず一方互助組合を設けまして、さらに助け合う、こういう精神を持つてやつておるのでございます。なおわれ／＼はあくまでも農民とい

たしまして、さらに共済事業のみならず、食糧増産の上におきましても、あるいは土地改良の上に、農村経済の意

味におきまして努力されておりますところの廣川農政に對しまして衷心から感謝の意を表する次第でございます。

わ／＼はあくまでもわ、かまを持つて邁進したい、こう念願する次第でございまして、ぜひともわれ／＼農民に對しまして御指導、御鞭撻のほどをお願いしたいと思ひるのでございます。

はなはだふしついでございしますが、以上をもちまして私の公述を終る次第でございます。

○松浦委員長 次は山形県東村山郡金内村の田中正助さんをお願いいたします。

○田中公述人 私の方はただいま申されたようなこまかいところまでは調査して参つておりませんので、私としては一々お答えする資料を持つておりません。しかしわれ／＼農民としては、この共済保険制度というものは、今後いかなる時代にもかわらずにますます農民を保護する立場において存続してもらいたいと思ひます。従つて三法案とも私は賛成です。むしろもつと強化していただきたいと思ひます。その点は皆さんからも申されたように、制度は非常にけつこうだが、その掛金が高いということがどこでも出る言葉であります。私の村の方も聞いてみましたが、今度二十七年から改正になるというもので、私の村の負担は農家の方が一反歩当り水稲で百六十円であり

ます。現在の農家で農協で借りなければ暮して行けない単作地帯で、三町歩つくつて一萬円の拾金では相互扶助といえどもこれはいやだという感じがあらはるの無理はないと思ひます。この点は運用問題になるかと思ひますけれども、何とかこういう町村には特別な方法を講じてもらわなければならぬと思ひます。これは三年間続けてもらわなかつたら貯金になるような方法で私もどしてもらうとか、あるいは五年間の場合はどうか、あるいは十年間のかつたら一萬円くらいの宝くじを十本とか十五本やるとか、少し喜ばせて

いかなる気持を持たせないでやることを望ましいと思ひます。そうするとどういつた不公平が多少なくなるのではないかと考へるのであります。そうでなければ、もうとうとうの町村だけでもらつて、それで補助してはいるのだといううな感じを持たれては、せつかくこの法律がうまく農村に徹底しないのではないかと一う感じいたします。そういう点もひとつ考へていただきたいと思ひます。

それからこれはなることかならぬことかわからないけれども、私の考へでは、不可抗力の災害は別といたしまして、それ以外のもの、あるいは防除とかいう関係によつてある程度増産ができる方法があれば、もつと増産させて被害反別を少くすることが掛金を少くする一つの方法ではないかと考へます。私は一つの方法として共済組合の中に技術員一人ずつ置きまして、事務をとらせないで専門にまわらせたら、防除関係やい／＼の問題を未然に防ぐことが容易だと思ひます。一人で各村を受持たして義務としてまわせた

ら相当にまわれる。農村によく言われ

る指導相談相手があつたら、被害面積を少くすることができて、また増産もできると思ひます。こんなことを言つてはいけなからいけませんけれども、普及技術員を共済組合の中に織り込んでもらつたらどちらでもいいのではないかと一う感じもするものであります。要

点はいかにして掛金を安く、長く続かせるかというところであります。これが農民の要望にこたえ、しかも法律の

ありがたきを徹底させることになるのであります。まだこれは年数も少いか

ら、まさかやだといふ者は私はないと思ひますので、そのような制度をつ

くつてもらいたいと思ひるのであります。あとは皆さんの申し上げた通りでありますから、これだけ申し上げてお

きます。

○松浦委員長 次は神奈川県東村山郡土沢村第一酪農組合小巻俊三君をお願いいたします。小巻俊三君。

○小巻公述人 私は酪農関係の仕事をしておりますので、農家個々に面接する機会が多いのでございまして、従つて最末端の声はよく聞いていますのでござい

おる。ところが今回このことについてここに三つの法案ができ、特にこの基金の設置については、ほんとうに待つてましたということでございます。この点についてはぜひ農林御当局は一はだぬいでいただきたいと思うのでございます。ただいまも山形からお話でございますが、率直に申し上げます、それは掛捨てだということになると非常にまずいのでございます。これに対して私どもは、相互の共済の意味において無事故の村、無事故の組合に對しては奨励金を出すのです。私どもは家畜をやっておりますが、牛を倒さなかつた優秀なものには奨励金を出すという方法をとっております。この共済法においてもそういう規則があつても悪くはないじやないかという考えがあるのではありません。その点も農林当局においては考えおきをお願いしたいと思います。

それからほんとうに農家を完全な線に乗せるためには、やはり直接共済事業に携つていられしる職員の方に、ほんとうに奮発していただかなければならないのでございます。その職員の方、指導者の方によつてずいぶん違ふと思ひます。私も各農家をまわつてみたところでは、それが徹底しておりません。ところが私の県に参りますと非常に努力していらつしやるけれども——当初郡に家畜保險組合があり、県に保險の組合があつたのであります。ところがそのときの掛金が低かつたものですから、今の掛金が非常に目立ちます。しかし牛も高騰しておる、すべての点に経費がかかるということは一応納得しております。ですからさういふことも一応御納得になつて、ぜひよく指導をしていただくということと、了解せしめるということ、そして基金の設置をしていただくなら、今度のこの新しい三つの法案を達成していただくならば、おそらくほんとうに順風を帆をあげて行くのじやないかと私は考へております。いろいろ前から公述者の方々もお話がございますので、私ははなはだ簡単でございますが、これだけ申し上げまして失礼いたします。

○松浦委員長 次は愛知県知事多田常滑町八反田瀧田次郎君にお願ひいたします。

○瀧田公述人 初めに私の立場を申し上げておきたいと思ひますが、私は愛知県の伊勢湾の方に居ておりますが、私は半島の中部に位しておる常滑という所の農業協同組合の組合長を過去四年間勤めて参りました。その関係で、郡あるいは県の段階で二、三役を仰せつておりますので、組合、ことに日本の中における農協の組合員の意向を御聴取相なりたい、こういう御意向でお呼び出しに相なつたものと存じます。従ひまして埼玉県の鈴木さんのおつしやつたように、この委員会から逐條書に質問書が出ておりますので、それにお答えいたしました方が実情を最も率直にお伝えできると存じます。ごく簡単に申し上げまして、最後に一、二意見を開陳いたしたいと思ひます。

私の個人的なことは省略しまして、あなたの村の人たちは現在の農業共済制度に對していかなる感想を持つておるか。これを一口に申し上げますと、中部農民のこの共済制度に對する関心はゼロと言つても過言ではないのであります。現にこの公聴会に出席しますために四、五十人の農民に、お前どう思うかという質問を、私並に協力者によつて発しましたところ、大多数がどうちでもないじやないか、さあ。こういう返事であつたのであります。賛成、反対はほとんど相半ばいたしてありますが、これまた以上のような理由で、正確な根拠に基いて反対するとか、数字をもつて賛成をするとかいう者はな多いようでございます。反対者は小農の専業農家、ことに中以上の農家は多かつたのが事実であります。この点はあつても申し述べるつもりでございますが、保險金の給付状態によつてこういう声が出て来たものと存じます。降止した方がよいという意見が、あります。云々というように對しましては、先ほども申しましたように、意見があつて反対するとか、根拠に基いて賛成するとかいうのは少いのであります。しかし当然常習災害地を一般の耕地と區別して掛金を徴収すべきだ、今のままでは、一般の農民が限られた農民の犠牲になつてゐる状態だ、こういう理由をもつて反対した者が二、三あります。

現在の強制加入制度を任意にしたらいと思ふかどうかということであり、これは先ほども鈴木さんが申されまして同様で、任意にしたら私の保險制度は成り立たないから、当然強制にしなければならぬ。ただ現在の制度というわけではなく、農家としてこの共済制度というものは当然存続すべきであるから、強制でよろしいということでありました。

運営上の欠陥を是正して、現行の制度を存続すべきだという意見があるかというところであります。これはあります。われわれの要望したいことは、事務費の賦課金がたいへん多いのでありまして、私の地方では米に對して二・五ですが、麦においては実に保險料金の四〇％に相当する金が賦課金として、すなわち事務費として徴収されている現状であります。これは強制という建前から、当然國庫がもう少し負担してもいいのじやないか、あるいは言をなす者は、全額國庫負担とすべきではないか。もう一つは、本年は大部分改善をされて農民も喜んでおりますが、今までは保險の支払いが忘れられたところに來たわけでありまして、これも一つ早く支払うようにしたい、こういう二つの意見が一番強いようでございます。

現在の共済掛金は高いと思ひますか、安いと思ひますか。ということに對しては、高いという声のない者はないのであります。その根拠を言う者もなかつたのであります。しかし最高保險金の二％程度にすべきじやないか、たとえば私の地方では、水稻につきましては反当六千円の最高保險金であります。さすれば農家の支払額は百二十円くらいに押えておくのが至当ではないか、もつともこれは、先ほどの大内助教授のように根拠をもつて申し上げるわけではないので、農民の感じでございますから、この点御了承をお願いしたいと思います。

あなたの村の損害評価は適正に行われておるか。これについては、私が組合長と同時に共済の方の組合長もしておりますので、組合長という立場からは適正に行われておると返答せざるを得ないのでございますが、少くとも私の村の範圍におきましては、先ほど埼玉の鈴木さんのおつしやつた通りに、大体経験者が三十名程度、半日を費しましてそれ／＼の段階の災害地をまわしまして、目をそろえて、このあとで三班なら三班にわかれてまわります関係で、村内においてはほとんど不平を聞きませんが、一歩對外的になりまして、ごくひどいのは、たんぼが隣合つておりました災害も同じようだというのに、片方の村に多額の保險金が支払われたにかかわらず、自分の村は少かつたという声を聞くことはしばしばあります。あるいはまた、こういうことは口外していいか悪いかわ存じませんが、率直に申し上げますと、私の村なら村が郡へ集計を届け出る際、あるいは郡が県へ自分の集計を届け出る際に、相当の水増しが行われておるのは事実でありまして、そのために届出の量を知つておる個々の農家は、お前たちの政治力が足りないからこの村は届出の六割くらいしか保險金がもらえなかつたから届出通りにもらえた、こういう声を聞くのであります。このことは私も担当しておつて一番困る問題でございます。

基準収量を三段階にわけ現在のやり方を適正と思ふかどうか。これは適正と思ひます。

被害限度を三割以上とし、共済限度を五割で打切る現在の制度をやむを得ないものと思うか、改善すべきものと思うか。これについては、限度を三割程度にする現行を可とする。しかし共済限度はもう少し引上げる必要があり、かつただいまの支払い状況は三割、五割、七割と二割飛びだけれども、これを一割飛びくらいにしないと農家の不平が起る、こんな程度であり

現在の一筆単位共済から農家単位共済に移行すべしと思われぬか。いずれがあなたの村の実情に照して有利と思えますか。これは私の地方では、全部口をそろえて一筆ごとの共済を続けてほしい、一筆ごとの共済のみならず、さらにその一筆に等級をつける方が至当だ、こういう意見が圧倒的のご意見でした。これは今回の改正法律案にも一部試験的に行われようとする案が出ておりますが、そういう意味では、この案は必要だというのが私どもの意向でございます。その理由は、つまり中部地方では、先ほど委員の方からも御発言がありましたけれども、多角経営をいたしておられる状態でもあり、家でやつておられる状態でもあり、すし、比較的富裕でもありますので、あまりこの共済金にたよらないという気風もございまして、もう一つは、中部地方は災害が少うございまして、これは農民にいたしましては、自分たちのおる立地条件を感謝しなければならぬことではありますが、この共済に關しましては、ただでさえなかなか保険金の支払いにありつけないのに、さらに農家単位にすれば、何年に一回もらえるようになるのやらわから

ないから、一筆ごとにして、常に農民と農業災害補償法による共済との連絡を保つて行かなければ、今に糸が切れちゃうのではないかと、こういう意味でございます。

あなたの村の共済組合の事業は順調でしようか。これは可もなく、不可もなしでも申し上げるよりいたし方ないのでありまして、ぼつ／＼やつておる程度でございます。

なお先ほど、今までの掛金と保険金との率についての詳細な報告がありましたけれども、私の方では、二十五年までは全部掛金が多いのでござい

ます。二十六年は御承知のようにルース台風によりまして、中部日本一帯が被害を受けたので、俄然多額の保険金をいただくことになりまして、総額で言いますと、私の村ですと百五十何パーセントに相なります。すなわち二十五年までは全部出す方が多かったものが、二十六年だけで今までの分を取返し、なお五割程度掛金より多かつた、こういうことでございます。なお

賦課金は先ほど申しましたように、麦においては三十三円六銭が掛金でありまして、そのほかに十三円の県、郡及び組合への賦課金があります。米は百二十八円でありまして、そのほかに二十五円の県、郡、組合への賦課金がございます。

共済金を受取る農家が片寄るかという御質問でございますが、これは今までの例でございますが、大体三〇％、すなわち私の方では水害は皆無というほどではございせんが、ほとんどありませんで、山の中腹以上のところが旱害を受ける。だから片寄つて、しかも三〇％程度しかもらわぬ、こうい

うのが実情でございます。

それから組合の役員と農協の役員がどうか云々ということですが、これは事務所も役員も全部一緒でございます。従いましてこの法律の一部を改正する案の中に、任期の件がございますが、この件はそういう意味合いで賛成をしようしないものでございまして、ほとんど私の中部ではそうでありまして、たまた／＼一部は、各町村の中で組合がわかれておりますと、どの組合へ持つて行つていいかわからないから、町村長がいたしているのが実情でございます。

両組合の経理が相互に通じ過ぎ、農民に不満を與えているか。これにつきましては、両方の組合長をやつておりますので、ないと申し上げる次第であります。但し共済組合の方の人員費はみんな農協の方で持つておりまして、共済組合は、私の村自身では人員費を入れますれば赤字になる。それを農協の方から補助しておる実情でございます。

建物云々。これは農協の建物は農協の保険に入り、農家個々の建物はただいまでは共済の方の保険にほんの少し入っておりますが、これは愛知県でも最近始めましたので、共済の方はほんの少しというのが実情であります。この際申し上げたいのは、われ／＼農協の組合長をいたしております、この銀行が担保にとりません農家の宅地でありまして、住宅といふものが、農協の担保の唯一の対象になつていて、現状から見まして、これは農協の方でやるのだというのをいつも考えるのでございまして、必ずしも共済の方を排撃する意味ではございせん

が、簡単に農協で火災の方が扱えたならば、安心して、銀行もとらぬような家屋、建物を担保に、案に貸し出せるのじやないかという考えを始終抱いておるものでございまして。

御質問の要旨の回答は以上にいたしまして、一言だけ意見としてつけ加えたいことは、共済といふ農協といふものはどこにもかわりがないのでありまして、たつた一人の農家、それを共済組合あるいは農業協同組合、さらに郡の段階になりますと、さらに小さくわかれて来ますが、県の段階になりますと、これがまたわかれます。これが中央の段階になりますと、さらにまたこまかくわかれて、こういう過激な言葉を使うのはたいへんはばかれますけれども、農民がそういう上部組織のために、ちやうど中世紀時代の農家が貴族と僧侶の重荷に耐えかねたという状態がもし進行して来ますれば、農民の不平は、かのフランス革命のごとく、いつ勃発せんものでもない、かように思いますので、為政者は心をここに置かれまして、組織はなるべく簡素化されまして、農民の負担が少しでも軽くなるように、また農民でもごく簡単に利用できるような、筋道の通つた組織にしたいだきたい。これが私ども末端の者の最も要望するところでございます。

以上をもちまして公述を終わります。

○松浦委員長 實際農業を営むとか、または末端の実情に詳しい立場から公述されました鈴木、田中、小巻、瀧田の四君に対して、質疑があれば、この際これを許します。

○井上(夏)委員 鈴木さんに伺いたいのですが、あなたは共済組合の役員をしておりますか。

○鈴木公述人 別に役員はしておりません。

○井上(夏)委員 あなたはさいぜん水稻の保険料をもらつたと言つておられましたね。水稻の保険料を初めてもらつて、幾らもらいましたか。その作付はどのくらいでしたか。

○鈴木公述人 作付は五反八畝ですが、そのうち約三分反でした。

○井上(夏)委員 金額はどのくらいですか。

○鈴木公述人 正確なところは失念しておりますが、金額は三千幾らだったか、いただきました。

○井上(夏)委員 それから一番最後の瀧田さんに伺いたいのですが、村から郡へ、郡から県へ、損害評価の申告をする場合、水増しをするような話をされておつたのであります。あなたの方は非常に正直にやるために、隣りが水増しをして、その影響を受けて、農民に説明をするのに、非常に立場に困るというお話でございますが、そういうのは村の損害評価をした被害高を途中で直すのでございまして、どこでそういうことが行われるのでありますか。

○瀧田公述人 お答えいたします。先ほどお断りをいたしましたように、こういうことをこの席で申し上げるのはいかがかと存ぜられますが、率直に申し上げますならば、あえて私の村と私の郡とも申し上げなかつたつもりであります。しかし、実情は、組合長は町長と相提携をして、供出のほとんど責任者であります。事、供出になりますと、あまり大きな被害があります

と、村に割当てられました供出量に満たないのでございますから、その点は厳格な申し立てを、実情より以下のよう災害を見積るわけでありまして、これによつて辛うじて供出につつまを合せる。しかし災害に対する報告においては実情通り報告をする。そこに食い違いがある。これが、あるいは水増しという言葉で表わしては悪いのでしようが、表わせないこともないかと、かように存じます。

○吉川委員 簡単なことをお尋ねします。初めの埼玉県の鈴木さん。あなたの村では、事務所は農協内にあるが、役員は兼任していないということでございますか。

○鈴木公述人 そうでございます。○吉川委員 すると、これは埼玉県全体でありますか、あなたの村だけではありませんか、それから役員以外の職員は、どういふふうになっておりますか。

○鈴木公述人 結局、組合長は別の方がやっております。職員は、やはり農協内の方が一緒に仕事をされております。それから私の地方全体がそういうわけでもないのでありまして、農協の組合長さんが共済組合長さんをやっております。

○吉川委員 鈴木さんにもう一つお尋ねしますが、あなたのお話を伺つておりました、こういうことをお伺いしたくなつたのです。努力する者は損をし、なまけている者が得をするということが、あなたの村にはございせんですか。

○鈴木公述人 結局、そういうふうにも考えられます。

○吉川委員 瀬田さんにお尋ねいたしますが、ただいま埼玉県の鈴木さんの

あとのお答えであります、努力する者は損をして、なまけている者は得をするということ、あなたの町において、賛成者は小農に多くて、反対者は中以上が多いというお言葉と、何か関連が

○瀬田公述人 私の村だけについて申しますと、先ほど申し上げたように、評価委員がごく厳正にいたしておりますし、狭い村内のことでございますので、だれのたんの地方はどれだけののに、その人の勤怠によつて、これだけの收穫を見たということ、だれし

も知つておりますので、私の村に限る限りは、共済によつて、たとえ悪く言う人は、共済田をつくつておいて、いつでもそれによつて現金をもちと

いうような風評も聞きますけれども、私の地方では、こういうものがありま

○吉川委員 瀬田さんにもう一つお伺いいたしますが、あなたのお話の中に、任意共済にしたら成り立たないから強制制度でなければならぬというお話

○瀬田公述人 先ほど申し上げましたように、私の地方は比較的恵まれておりますので、先ほどの回答には、保

は、それよりも農家全体から見ると、やはり国家のバツクによつて共済制度を

続けてほしい。また続けてほしいのだが、これを任意にしては、ことに中部のような、災害が少くて、保険料金の支払いにあずかる機会が少いわけ、にとりましては、掛金の徴収その他に困難を来すであろうから、強制の方が農家全体から見れば利益だ、こういう意味でございます。

○吉川委員 瀬田さんにもう一つ伺います。農協の設備は農協の共済に入つて、農家の建物は共済組合の方に入つて、農家の建物共済組合の方に入つて、農家の建物共済組合の方に

○瀬田公述人 御質問の御趣旨があまりよくわからなかつたのでありますけれども、私の方の町の特性といたしま

○吉川委員 はい。ありがたうござい

○原田委員 私は小巻さんに伺いま

は、それよりも農家全体から見ると、やはり国家のバツクによつて共済制度を

はぐあいが悪い、死亡率が多いから強制でなければいけない、こういうふうにお聞きしたのであります、一体重要な乳牛が三千七百頭もおりますものを、どういふふうによつておられますか。私の見方からしますと、若干死亡率が多いように思ひます。その点からいたしますと、はたしてその乳牛は自

○小巻公述人 一番重大な影響を受け

○原田委員 よくわかりましたが、結

○吉川委員 よくわかりましたが、結

○吉川委員 よくわかりましたが、結

だけを出しておるのであります。そんなわけでありまして、一切任意の共済をすることを計画しますと、どうしても相当大きな赤字が毎年出てしま

○原田委員 よくわかりましたが、結

○吉川委員 よくわかりましたが、結

○吉川委員 よくわかりましたが、結

○吉川委員 よくわかりましたが、結

ております。○五に近い死亡率というものは、ちよつと実質的には多過ぎるような感じがいたします。これは乳牛の少い場合にゆゆしき問題とも考へますので、その辺は技術の優秀な者並びに常に健康診断を怠りなく指導監督なさることによつて、私はこれがよくなるのではないかと思ふ。今お話の通りそのために強制加入ということもつけようであります。強制加入であつても任意加入でありまして、いづれにしても死亡率の低下をはかることに努めることは、私どもの義務ではないかと思ひます。そういう意味から一言お尋ねをいたしたわけでありまして、

○小倉公述人 死亡率につきましては、ただいま二分というお言葉も承つたのであります。一体乳牛の死亡というものは、多くの場合濃厚飼料を主として牛を飼育する場合より、牛は草を食つて育つてゐる動物である関係上、自然の草を多く食つて飼養なさるところの死亡率の方が非常に少いのであります。そういう関係にないかというのを、ちよつと頭に浮びましたのでお話する次第であります。

○河野(義)委員 ちよつと田中さんに伺いたいのですが、先ほど掛金を少くする方法として、あなたは災害防除並びに積極的な増産という点について、現在改良普及員であるとか、村の技術員とかいふ／＼あります。そういうものを一手に共済の中に入れてやつたらどうかという御意見のようでしたが、これはまた逆のこととも言へるわけですね。共済の方のそういうような仕事を全部普及員なり技術員に持つて来るということも考へられるが、あなたが共済の方にこれらの災害防除、

増産、改良というものを全部まとめると言ふのは、特に何か強く主張される御意見がありますか。

○田中公述人 これはいづれもの仕事が始まればやられておれば摩滅といふものはないかもしれせんけれども、むしろ必要なものを一つにまとめた方が責任もあるし、その方が非常に適しやすいのじやないか。私の考えは、共済という問題は、掛金をかけても掛け捨てになるというたようなことから来るいやみという問題を解決するためには、むしろ増産させて喜ばせた方が得じやないか、そういう観点からそう申し上げておるわけでありまして、はたしてそれが実行できるかどうかはわかりません。しかしそうなつたら、実際の面において、これは私もまわつて見ますが、事務の方に忙殺されて、全然農家の相談相手になれません。だから事務はとらずに、専門の技術員が専門に各農家の相談相手をしてもらうということが、どれほどプラスになるかという事であります。そういう考えで申し上げたわけでありまして、

○河野(義)委員 田中さんにもう一べん伺いたい。それは増産をするとか、あるいは災害防除をやるとか、そういう事務に追われなくて、そういうものを積極的にやらなければならぬ、これはわかつておるのです。そういう面を共済の中に全部統一したらいだろ、こういう御主張でありましたが、その御主張の根拠がどこにあるか。逆に言へば、それらのことをあげて、普及員なら普及員の充実ははかつてやつたらいいという議論も立ちますが、この二つの組織を置いて、両方に中途半端なことをやつておるという現状にお

いては非常に批判があるので、どこかにまとめなければならぬという意見もあるものであります。あなたが共済の中にまとめろというところを根拠があるのか、その点を承つておきたいと思ひます。

○田中公述人 それはただいま申し上げた通りであります。

○河野(義)委員 それではもう一つ、鈴木さんなり田中さんなり、田中さんなり、皆さんから任意加入か、強制加入かの問題で、いろいろ御意見があつたのであります。大体一致した意見は、任意にしたら共済が持たないだらう、だから強制で行くべきだ、こういうようなことのようにでしたが、御承知のように、国が百億以上の金を出して喜ばれないというのは、どこに原因があるのか。りくつから言へば、これは任意にしようが、強制であろうが、むしろ好んでみんなが飛び込んで来るようにしなければならぬと思ふのです。それが行けないのは、掛金が高いから行けないのか。それとも運営が悪から行けないのか。それらの問題はいろいろ／＼からみ合つておると思ひます。けれども、どこに一番の欠陥があるか。要するに、強制加入を任意加入に民主的にかえた場合に、どこが重点的に一番いけないのかというのを教えていただきたいと思ひます。

○田中公述人 事中部地方に関する限りは、先ほど申し上げましたように、自体日本でも災害が少い地方でござりますので、農民が災害補償に対する切実な要求が少いからだと私は存じております。しかし一方中部の農民は割合進歩しております、全国的に見て、

こういう災害補償法というものを存置して、相当の援助をし、万一の場合の安心を與えるということとは必要だから、強制をやつたらよからう。ことに、これは私個人の考えでござります。農家同士が助け合ふということも、農家の自覚とか、あるいは犠牲というものを払ふ意思もなければ、これを要求する根拠もないと存じますが、地方行政に平衡交付金のあります通り、それ／＼の分に應じてある程度の保険金をかけて、その程度の保険料金の支払いにあずかる。それ以上のものは国家が支出をして、たとえば例をあげますと、おかしんですけど、北海道とか東北のように冷害などの頻繁に起るような所は、国家の出す分で支払ふというのではないか。事中部地方に関する限りはわれ／＼の掛金程度で持つてくだ。但し事務の方は国家で持つてほしい、こういう意味でござります。

これは私個人の意見でござります。○松浦委員 四人の公述人に対する質疑はこの程度にしまして、その他の公述人の御意見を聞くことにいたします。

次に農林委員会全国協議会理事西外居君にお願いいたします。

○西公述人 全国農業委員の西であります。私は石川県の農業委員を勤めておりますし、また栗の保村の村長を勤めております。ただいま五年目でありまして。

先ほど来からいろいろ農業共済事業につきましても御意見がありましたように、農業共済事業につきましても従来とも相当多額の経費を使ひながら、農家には評判が悪い、これが一つの現実の問題であります。たくさん金を使

うというところは、二十六年度におきましても、政府と農家で少くとも百七十億以上の金を使つてゐる。過去において政府の赤字が六十四億もあり、連合会の不足金が二十八億にも達してゐるというところをもつてもわかると思ふのであります。また評判が悪いということにつきましても三つの理由がありまして、負担金が重いということと、共済金の流れがおそいということと、それから被害に對します共済金が少いということとあります。

負担が重いということにつきましては、先ほどからいろいろ御意見がござりました。たとえば村におきまして、固定資産の再評価をやりまして、地租が現在の私の村でも反当り三百三十円であります。畑が大体百六十円くらいであります。それから農業協同組合の負担金が反当り四十円くらいになつています。それに対して共済組合の負担金が共済掛金といつたしまして反当り百円、二十六年度は、特に事務費が多かつたのであります。事務費が約八、九十円になつておりますので、従つて共済組合に出します掛金は反当り百六、七十円になつております。そういうような点で農家経済の全体的な問題もあるでしょうが、現在の地租とかほかの農業協同組合の負担金等と比べてみると、確かに體格的に高いのであります。そういう面からいたしますと、ちよつと地方税の引上げといううなかつつに農家に響いておるから、負担金が重いという意見は当然出て来ると私は思ふのであります。それから共済金の流れがおそいといふことであります。私の県は早稲

こういふ災害補償法というものを存置して、相当の援助をし、万一の場合の安心を與えるということとは必要だから、強制をやつたらよからう。ことに、これは私個人の考えでござります。農家同士が助け合ふということも、農家の自覚とか、あるいは犠牲というものを払ふ意思もなければ、これを要求する根拠もないと存じますが、地方行政に平衡交付金のあります通り、それ／＼の分に應じてある程度の保険金をかけて、その程度の保険料金の支払いにあずかる。それ以上のものは国家が支出をして、たとえば例をあげますと、おかしんですけど、北海道とか東北のように冷害などの頻繁に起るような所は、国家の出す分で支払ふというのではないか。事中部地方に関する限りはわれ／＼の掛金程度で持つてくだ。但し事務の方は国家で持つてほしい、こういう意味でござります。

これは私個人の意見でござります。○松浦委員 四人の公述人に対する質疑はこの程度にしまして、その他の公述人の御意見を聞くことにいたします。

次に農林委員会全国協議会理事西外居君にお願いいたします。

○西公述人 全国農業委員の西であります。私は石川県の農業委員を勤めておりますし、また栗の保村の村長を勤めております。ただいま五年目でありまして。

先ほど来からいろいろ農業共済事業につきましても御意見がありましたように、農業共済事業につきましても従来とも相当多額の経費を使ひながら、農家には評判が悪い、これが一つの現実の問題であります。たくさん金を使

うというところは、二十六年度におきましても、政府と農家で少くとも百七十億以上の金を使つてゐる。過去において政府の赤字が六十四億もあり、連合会の不足金が二十八億にも達してゐるというところをもつてもわかると思ふのであります。また評判が悪いということにつきましても三つの理由がありまして、負担金が重いということと、共済金の流れがおそいということと、それから被害に對します共済金が少いということとあります。

負担が重いということにつきましては、先ほどからいろいろ御意見がござりました。たとえば村におきまして、固定資産の再評価をやりまして、地租が現在の私の村でも反当り三百三十円であります。畑が大体百六十円くらいであります。それから農業協同組合の負担金が反当り四十円くらいになつています。それに対して共済組合の負担金が共済掛金といつたしまして反当り百円、二十六年度は、特に事務費が多かつたのであります。事務費が約八、九十円になつておりますので、従つて共済組合に出します掛金は反当り百六、七十円になつております。そういうような点で農家経済の全体的な問題もあるでしょうが、現在の地租とかほかの農業協同組合の負担金等と比べてみると、確かに體格的に高いのであります。そういう面からいたしますと、ちよつと地方税の引上げといううなかつつに農家に響いておるから、負担金が重いという意見は当然出て来ると私は思ふのであります。それから共済金の流れがおそいといふことであります。私の県は早稲

こういふ災害補償法というものを存置して、相当の援助をし、万一の場合の安心を與えるということとは必要だから、強制をやつたらよからう。ことに、これは私個人の考えでござります。農家同士が助け合ふということも、農家の自覚とか、あるいは犠牲というものを払ふ意思もなければ、これを要求する根拠もないと存じますが、地方行政に平衡交付金のあります通り、それ／＼の分に應じてある程度の保険金をかけて、その程度の保険料金の支払いにあずかる。それ以上のものは国家が支出をして、たとえば例をあげますと、おかしんですけど、北海道とか東北のように冷害などの頻繁に起るような所は、国家の出す分で支払ふというのではないか。事中部地方に関する限りはわれ／＼の掛金程度で持つてくだ。但し事務の方は国家で持つてほしい、こういう意味でござります。

せないうで、この負担を全額政府の方で
 していただきたいということでござ
 います。特にこの負担金が重いという
 見があるというところへ持つて来ま
 して、十五億の負担を農家にかぶせ
 るということは、結論からいいます
 はりこの負担金の増ということにな
 るのであります。自分たちが金をよ
 いに出して末端への流れを早くする
 ということは当然なことであります
 をを国にしたいだくところに農家
 はどのように増産に励むゆえんがあ
 ると思ふます。そういつた意味で、

この基金法案の考え方につきましては、賛成でございますが、もう少しこの基金全体についてのわくを広げると同時に、全額国家において負担していた、きたいというのが基金法に対する私の意見であります。

それから第二の特別法についての見であります、これは特例法によりますと收穫物価格の八割、八割の共金、つまり收穫皆無になつた場合の府の補償が六四％であります。もし家の再生産をどこまでも補償するとうような考え方でこの農業共済事業行われるとしますならば、收穫皆無六四％というのはまことに低い率でありまして、とうてい再生産というのは望み得べくもないのであります。

た二割以上の収量の減収について、の保険の対象にするということになっておりますが、農家全体といたしまして二割ということとはなかなかいたへんな量でございます。一筆ごとについて多少の被害ということは、これ認識は相当正確でございますが、全体として二割減収したかどうかとい

ことになりますると、非常に議論が多くなる。もし議論の結果二割あつても一割七、八分というふうに着定された場合には、この農家は一銭の金ももらえないという結論に相なるのであります。しかしながら一筆ごとに行きますると、一枚、二枚が、そういう着定において落ちましても、農家経済に及ぼす影響というものは、比較的小さい。そういう意味で、現在二割を保障の對象にするということについても、やはり農家経済に及ぼす悪影響を考えまして、不適当であると思はれます。ところが、このことがこの特例法によりまして実験農家が出来るわけであります。もしこの実験部落農家につきましても一筆調査、一筆制度よりも條件が悪くなつた場合に、この法律によりましてどうされるかという問題が出て来るわけでありまして、そういう意味で、これについて何らかの装置がしてない。全体といたしまして、この今度の特例法によりまして、この農家単位のもの、農家に対する補償をします。まず少くする。従つて先ほど申しました不平の一つであるところの、補償が少いということについて、まず、拍車をかけるものであるがゆゑに、かつまたこの特例法の考え方を、ある県に希望者を募りましたところ、一郡もそういう希望を申し出るものがなかつた、こういうような資料もございまして、そういうような関係から、特例法につきましても、これはむしろ賛成しかねるものであります。現在の一筆制度を完成するように御努力願いたいというものが、特例法に對しますところの私どもの意見であります。

ところの負担金が高いということ、それから流れ方をおそいということ、それから被害に對するところの共済金が少いということ、この三つに對しまして基金法案が成立いたしますれば、共済金が早く流れますというところには一応想定されましても、従つてこれに對するところの装置はできておりますが、あとの負担金が高いということについての不平、被害率に對するところの共済金が少いということについての不平は満たされないのである。私も考えまして、この点ひとつよろしく農家の希望を十分尊重されまして、この法案に對しますところの措置を考へていただきたいと思へるものでございまして。

○松浦委員長 次には全国養蚕農業協同組合連合会理事佐藤善太郎君にお願いいたします。

○佐藤公述人 私福島県の者であります。養蚕と一般農業の経営をしておるものであります。私どもの県は昔から養蚕県であるというところから、養蚕の理事にもされたのではないかと思つております。実は共済の主たる目的でありますところの米麦等の生産におきましても、他府県に劣らない生産を持つてゐる県でありますので、この問題には相当私も関心を持つてゐるものであります。

まず主たる私の立場から養蚕関係の問題であります。これは全国におきましてもきつめて養蚕の生産量が少かつたのであります。大体において一千万貫程度の養蚕しかなく時代におきましては、共済関係においてもあまり重く取上げられることがなかつたやうに考へております。それが最近になりましてぐん／＼増産を續けて參つております。ことに輸出の関係から、政府におかれまして非常に増産を奨励して參り、従つて共済関係の問題もたいへん業者の仲間でも考へて參つたのであります。が、本年度におきまして養蚕関係の養蚕共済の問題につきましては、国が一応調査の上決定をするというところになりまして、国から相当の過程にありまして、私も組合といたしましては、今後の改善すべき点につきましては、今申し上げるやうな資料の持ち合せがないのであります。しかしながら現在養蚕の共済の模様から申しますと、水稲に比較したとしまして養蚕の掛金が非常に高いというやうなことが叫ばれてゐるやうであります。これにつきまして、私大分前に調査いたしましたのであります。が、粗雑なものであります。詳細を申し上げる段階に入つておりませんから、お許しを願ひますが、水稲の共済金が反当五千七百円に對して養蚕負担が百五十七円三十七銭の場合に對して、養蚕は共済金が六千四百円に對して二百八十五円二十四銭かの掛金をしている状態でありまして、水稲に比較したとしまして養蚕の反當に換算したとしましても、どうも高いのではないかと議論がありまして、こうしたことも目下調査中に属している次第であります。から、どうぞこの点につきましては、本年度の調査の結果によりまして、何らかの御方法をお願いしたいと思へてゐる次第であります。

それからお示しになりました三つの案であります。これにつきましては、私もこうした改正を望むものであります。まして、賛成するものであります。が、しかしこの中におきましてもたゞいま申し上げましたように、地方におきましては、どうも農民のくせかも知れませんが、どこへ行つても掛金が高いという叫びがおりますので、本年度の水稲の利率改正等におきまして、もう／＼政府は是正の手を打たれたやうでありますけれども、それでもどうもまだ納得の行かぬ点があるというやうなことを申してゐるやうであります。

なおこの基金法の問題であります。が、どうもこの基金法は、赤字補填の基金のごとく言われるように聞こえます。が、これは赤字補填でなくして、今後の事業の運営に、保険金の支払いの遅延等のないやうな準備に使う金としての基金になつてほしいと思ふのであります。そうでありますと、現在福島、宮城、山形等に出つておりますあの霜害につきましても、非常に霜害なのであります。これは桑、果樹、ばれいしよ等が相当ひどくやられてゐるのであります。こういうものに對して收穫無と認めた場合、仮払いの措置をとられるやうなことはなつておりますけれども、金が必要であればお題目だけに終るやうなことになるやうと思ふのであります。こういうときにおきまして、この基金がありますれば、損害の程度を認定いたしますれば、ただちに金の支払いをしていただきまして、そして再生産をなし得ることもあるのであります。ことに霜害などにつきましても、春先の一年中の作付に要する各種の費用を吐き出してしまつた、農手も何も使い切つてしまつて、これからそろ／＼事業にかかるというときに起つて參りますので、これらの善後対策をいたしましては、新しく資金をくふうせねばならぬことに相なります。こういうときでありますので、これを仮払いの措置によりまして何とかしていただきますならば、これは農家がたいへん助かることなのであります。こういうことも基金がない場合、政府ではいろいろの手続がありまして、たいへんめんどうなことをやつておりますうちに、大切な時期を逸するやうなことに相なると思ひますので、この基金を、赤字補填のためという意味合いでないやうなことに願ひたいと思へるものであります。しかしながら、共済団体はたいへん赤字があるのであります。が、これらにつきましては、運営の悪いために生じた赤字でなくして、これは政府の定められた保険の利率その他も影響したと思ひますが、こういうものは何とか解消させる道をお考え願ひまして、基金は今後の運営のために使ひ得るやうな御心配をお願いしたいと思ふのであります。

それから先ほどお話があつたやうであります。が、建物の共済の問題であります。私も養蚕地といたしましては、非常に大きい建物があるのであります。結局住宅と申しましても、人間の住むための住宅というよりも、むしろ養蚕業をやるための大きな建物の中に住んでゐる、いわゆる住宅兼用の養蚕が多いのであります。こういうことでありますので、建物の共済につきましても私も大きな関心を持つてゐるわけなのであります。が、地方の農民といたしましては、この保険はこちらの団体、あの保険はあちらの団体とい

うふうに、方々にばら／＼にあるよりも、むしろ一本の共済組合がやられることが適當である。こういうような結論からいたしまして、私の福島県におきましては、農業協同組合は手を出さぬで、単位農協がすつかり共済組合の建物の中に入つておるような状態でありまして、こうしたことも、あまり混乱を起さぬようにしたい。今日までやつて来たものにそのまま継続的にやらせて行くということで、初めて農民が安心をして行く、こういうふうな考えまして、私の地方の農村の方々は、全部かようにいたし、単位農協の建物の共済まで、共済組合に全部入つておるような状態に相なつておりますので、なし得べくんば、こうしたことに對していろ／＼な紛争の起らないように、ひとつおとりはかりをお願いしたいと思ひます。これにつきましても、地方でいろ／＼と納税問題などがありまして、どうも耕作農民の声を聞くことが少なくて、そうしてビルディングに住んでおる農民の面策がいろ／＼現われて来るので、われ／＼の利益を阻害するといふようなことを言われておるようでありまして、こういう点は、農民をお呼出しくださいまして意見を聞いてくださいますことを、ほんとうに感謝するわけでありまして。

○松浦委員長 次に日本畜産協会会長岸良一君にお願いいたします。

○岸公述人 私の立場は、ただいまお話がありましたように畜産協会会長でありまして、畜産関係に対してだけお

話を申し上げます。なおもう少し時間がありましたら、各会員間のいろ／＼の意見をまとめましてお話を申し上げますが、非常に御参考になると思ひますが、ここでしばらく手元にある事実をもとにしてお話を申し上げますから、さう御了承をお願いしたいと思います。

家畜保険、家畜共済に對して、今まで私も陳情その他を受けておりますのは、やはりただいま各位からお話になりましたように、結局利率が高い。共済掛金が高いということが一つの大きな非難でございます。その次は、やはりただいまお話のありましたように、共済金の支払いが非常に遅れておる、こういうことが第二でございます。これはあとで申し上げます。この法律の關係ではございせんが、無事故に對して何ら報いるところがないと、結局保険に對するところの興味を失わせる一つの原因になる。こういうような三つの点がおもな点でございます。

今回の法律の改正を見ますと、農業災害補償法の一部を改正する法律案、これは家畜共済におきましても、その料金の一部を国庫負担にするといふのでありまして、これは現在の制度が通りまして以前におきまして、畜産關係団体の非常な熱烈なる希望によつて御要望申し上げ、実現を願つたのでありまして、これを恒久制度化するところでは、われ／＼非常に歓迎をするところでありまして、この法律案につきましては、ぜひ国会を通過し、実現されるように希望する次第であります。

その次に第二の、共済金の支払いの遅れるという点をからみ合せまして、農業共済基金制度のことを申し上げます。

す。これも金額につきましてはいろいろ御意見もありましようが、とにかく三十億の基金をもちまして支払いの延びるのを円滑にするということになりますれば、第二の従来の支障が取除かれるのでありますので、これもぜひやつていただきたい。ただこれの中を見ますと、乳牛その他一般農家に飼われておる牛馬になつておりますが、種牡牛、種牡馬、ろば等につきましても、頭数はそう多くないのでありますから、あわせてお考え願ひたいと考えております。中小動物につきましても、まだ基本的な数字も出ておらぬだらうと思ひますが、現在の中動物の掛金率は非常に高いのでありまして、やぎのごときは、二〇％程度も金をかけて保険にかかるといふことは、ちよつと考えられないのであります。これはさらにお調べを願つて、適當なものを含めていただくことも必要ではないかと思ひますが、いずれにいたしましても、中小動物は除きましても、大動物についてはお入れいただいたらいいのではないかと考えております。いづれにいたしましても基金制度が成立した共済金の支払いが円滑に行きますならば、畜産關係の者は非常にこれを徳とするであらうと思つております。なおこの基金を出すことについて今いろいろお話がありました。私も正確に基礎を置いてお話することはできませんが、今の農村の事情からいたしますれば、民間の負担を少くして、国家負担をふやしていただきたい。あとの運営がうまく行けば、決して国家が損をすることはないと思ひますので、さういふふうにくふう願ひたいと思ひます。

な無事故の場合に對しまして、何か方法を考へていただきたい。これはもちろん共済掛金で払うことはできないかもしれませんが、これらに對して国家が奨励の方法を講ずるとか、あるいはこれを救済する方法も考えられると思ひますので、さういふ点に御留意をいただけたらけつこうだと思ひます。

なお全体の制度といたしましては、私も現在の制度を推進していただきたいと思ひます。いろ／＼問題はありますが、相互補助、共協の思想を基礎にしてやつておるのであります。これに資本的にいたずらに競争が入り、いろ／＼な複雑な條件が入つて参りますれば、農村の考え方について、いろ／＼悪影響が生れて来るだらうと思ひます。こういうような点から申しまして、安んじて農村が増産に励めるように御配慮を願ふことが必要じやないかといふことをつけ加えまして、私の公述を終ります。

○松浦委員長 次は全国共済農業協同組合連合会副会長、山中良造君にお願いいたします。

○山中公述人 私、ただいま委員長さんからお紹介にあずかりました山中でございます。北海道で、農業災害補償法でやつております農業共済組合連合会とこの共済農業協同組合連合会副会長を兼務しております。さういふ三つの補償法の改正につきましては、私、皆さんの御意見通りに非常に賛成をしておるのでございまして、そのことにございまして、二、三意見を持つておる者でございます。水稲、

麦におきましては、本年度におきましては、多少掛金が少くなつて参りました。過日の繰金におきまして、農民も非常に喜んだ次第でございます。二十三年度からの共済金と農家負担の掛金と賦課金につきましてお話をいたしますと、二十三年度におきまして水稲の共済金は反当り一〇〇〇円、これは平均でございますが、八百円、それから組合員の負担の掛金は四十一円六十八銭、それから連合会に納めるところの賦課金が十円でございまして、麦につきましては、二十三年度は共済金が三百円、組合員の負担の掛金は七十一円、組合員の賦課金は六円でございまして、翌年度の二十四年度になりまして、水稲の共済金は反当り二千円、組合員の掛金は四百四十二円四銭、賦課金は前年度と同様十円でございまして、麦の方におきましては、共済金は反当り千円でございます。掛金は二十三円五十九銭、賦課金は前年度同様六円でございまして、それから二十五年度分になりますと、共済金は水稲二千円、組合員の掛金の方におきましては四百四十一円一銭になつております。賦課金は前年度同様十円であります。麦は共済金が千二百円、組合員の掛金は二十八円二十八銭、賦課金は前年度同様やはり六円でございまして、二十六年度におきましては、水稲は共済金が三千二百円でありまして、掛金が六百六十七円九十一銭でありまして、賦課金が十三円一銭でございます。麦におきましては、二十六年度は共済金が千二百円でありまして、掛金は五十二円二十六銭でありまして、賦課金は七円であります。本年度の予算におきましては、水稲はただいま新料

率に改訂になろうといたしておりますもの予算にいたしました、平均が五千七百二十円でございます。その掛金が百六十九円四十八銭になります。この賦課金におきましては、当初われ／＼が提案したものは二十四円でありましたが、非常に賦課が高いというので、十八円二十銭という端数をつけております。それから麦におきましては、共済金が千六百元であります。掛金が七十円七十九銭になります。この賦課金につきましては、当初十二円を出したのでありますが、これも減額になりました。決定いたしましたものは九円八十銭というふうな状態になりました。共済金が多くなり、農家の負担の掛金は非常に少なくなったのでございまして、このたびの改訂につきましては賛意を表する次第でございます。

それから家畜の面におきましては、従来非常に実態と合っておりませんでした。グッドウインという向うの共済係の婦人が、二十四年の九月九日にうちの牧場に参りまして、この家畜共済の問題について質問を受けた次第であります。その折に、連合会の会長をしておるそうだが、家畜の任意共済を改めて義務加入である強制的加入にするという日本政府の意見に対して、あなたはこういう意見だと言つて私に質問をした次第であります。当時私は農業共済組合の方の協会の役員をやつておつたものであります。この強制加入については、総会の決議によつて義務加入になるのだということになっておるから、どうも強制加入ということをして申し上げてはうまくないと感じましたので、そのときに私は、ただいまうちの牧場に六十以上の牛馬がおるが、こ

の中で一頭かりに事故が起きて、うちは数十頭でその被害を埋めるのであるから別に痛痒を感じないが、一頭の牛馬を持つてゐる農家が、事故のあつたときにすぐにかわりのものを求めるのには非常に困る、こういう災難のときに最もよい制度があるから皆さんひとつこれに加入したらどうだと私は勧めてゐると申し上げたのであります。そうしたならば、けつこうな言い方だと非常に喜んでおりました。こういうわけでありましたが、そのときに聞きますと、二十四年の七月と私は記憶いたしておりますが、任意共済であつた家畜共済が義務加入ということに改まつたのであります。それについては天然資源局でありましたか、向うでもやはり相当問題があつたさうであります。そういうふうなことにどうしても農作と家畜の面においては、強制的に加入をさせなければ、私は絶対に成り立たぬと思つておられます。それは御承知の通り、農作においては自然の力によつて事故が生じます。また家畜においても、流行性のものもございまして、その他突発的事故によりまして非常に事故が多くなるのであります。二十四年においては家畜の死亡廃用のときには、政府で定められた料率は二・八％でありましたのが、実態は五・四九％になっております。連合会の赤字はそのとき三千九十万円の赤字を生じたように記憶しております。かように料率が実態と合なかつた。そこで政府でも非常に考へてくだされまして、昨年の料率は変更していただきまして、現在では四・七％と記憶いたしております。それが実態はと申しますと、四・九％の事故が発生しております

して、その差が非常に少なくなつたというのを農民は喜んでおります。それでありまして、この制度につきましても、皆非常に喜んでおる次第でありますので、この点皆様方に厚くお礼を申し上げる次第であります。

それから基金の問題であります。これは大内先生以下皆さんがいろいろと申されたように、どうも毎年七億から八億の赤字を生じておられます。この共済組合でございまして、これは今後もおそらくマイナスが出るのではないだろうかと思つております。こういうことでは農家の負担に於いて、半額の十五億というものを負担することが、私は絶対にできないと思つてあります。これはやはり政府において、将来こういう問題が出るといふような御心配のもとに、基金制度をお考えくださったのでございまして、これからこの三十億はぜひとも政府が全額負担をしてくださいまして、今後起るべき災害の折に、一時資金を融通していただくような制度にしたいと思つておられます。そうして今日までできましたマイナスの二十八億何がしというものは、これはわれ／＼の仕事の面において不結果を来したわけではございません。自然の力によりまして二十八億何がしという赤字を出した次第でございまして、これは何とか政府におきまして、全額負担をしていただきたいと私はお願いする次第でございまして、

おると私は思つております。この点につきましましては、單作地帯、ことに冷害凶作地帯であります。やはり多角経営の方面のようは一筆ごとでなく、総合的に行くことがいよいよに解しておりますが、しかしこれにつきましても、調査その他これを実施する面につきましましては、非常に容易でないと私は思つております。この点、実施するような折には十分な検討を要するものと思つております。

たしまして、そうして二十三年の八月からたまたま協同組合をやつております仕事をいたしておる次第でございまして、その後二十四年になりまして、家畜の方は義務加入ということに、三月でありましたか、なりました。そうして二十四年の十一月か十二月と思つておりますが、任意共済として災害補償法の方で家屋の共済事業を営むようになつた次第であります。北海道におきましては、役員並びに総会によりまして会議をいたしましたところが、協同組合法によつて認可をとつてすていたしておつて、何ら不都合を感じないから、これで行くのである。当時、今でもありませんが、役員は全部兼職をいたしております。その当時職員を兼ねたしてゐる者もあつたのであります。省令と記憶しておりますが、二十五年の三月の幾日かに、職員の兼職を許さない、禁止するといふ通達が出ました。そこで私の方では、はつきりと職員の職務をわけてしまつておりました。ところが職員採用の折には、災害補償法の方では農林省に認可をとることになつておりますので、私の方の参事が高等小学校の学歴であるがゆゑに、この参事に対してはなかつた認可が出なかつた。そこで私はかつて道庁の畜産課におりました北大出の技師をお願いしまして、ただいまは農災法の方の共済組合の参事をお願いしている次第であります。現在でははつきりと職員はわけております。そういうふうな状態をやつておまして、別に農民としましては、これを災害補償法の方の共済事業としてやるべきだといふ声が出ないのでございまして、今日

最後に、私は北海道で共済事業を災害補償法でやりましようになつた経路を一言お話し上げて、御参考に供したいと思つております。この災害補償法ができなかつた昭和二十二年の暮れまででございまして、その折には作物——水稻でございまして、これは農業保険というので取扱つておりました。その事務は農業会に委託しておりました。家畜の方におきまして、家畜保険の方は、私の方では馬匹組合でこれを扱つておまして、ちやうど自由党の小川原先生が会長でございまして、この家畜保険の方を扱つてくださった次第でございまして、その後二十二年の十二月と記憶しておりますが、そのときに災害補償法ができまして、二十三年になりまして、この災害補償法における水稻と麦が強制加入でございました。それから任意加入といたしまして家畜が生れた次第でございまして、その後二十三年の八月におきまして、協同組合法におきまして、生命共済と家屋共済をいたしまして、この連合会を組織い

おります。こういうような状態でござりますので、協同組合法でやつております共済事業、また農民がやつております共済事業の趣旨というものは、農民は喜んでおりますが、やつてい

も、一般の民間の営利会社は手をつけることができない。それにはいろいろの意味がありまして、営利会社は損益することがあつてはいけない、どうしても利益にならなければいけないといふ

日本のの国がとらなければいかぬといふこと
 から発足しまして、だん／＼研究して来
 て、とりあえず家畜の方ではできている
 のだから、農産物の收穫面から

いうことを聞けば、ほとんど説教的にいいだろうと言え、いいと言うし、悪いだろうと言え、そうだとしようように、おそらく言うだろうと思います。そういうような状態で共済の趣旨の微

險の火災保險をたりても、利率かと
過ぎたから低減しようというような問
題が絶えず起つて来ているのでありを
す。一番保險として原理的に筋も通
り、やりやすいような生命保險のごと

き、あるいは火災保険のごときも、五十年から八十年の歴史を経て、ようやく一本立ちの形でやつて行けるという状態でございます。ところがこの收穫保険と申しますか、農業保険というものを母体とした今度の農業災害補償法、特に家畜も入った複雑な農業災害補償法というものは、非常に困難でございます。これはなか／＼一口に言えないのです。たとえばごく簡単に農作物の災害の性格から申し上げても、非常に集約的に来る災害を持つています。早魃とか、冷害のごときはそれでありま。それから非常に急性にやつて来るようなひよ害とか、霜とか、あるいは数時間内に襲つて来るような災害もある。また来た場合に全滅するといふような水害などもあるかと思へば、その他災害が分散性を持つていゝもの、いろ／＼な性格を持つたものを取上げて、これを一つの保險的な意味で共済という名をつけてやつて行く制度でありますから、つつづけばいろいろの問題があります。しかしこれをどうしても育てて行かなければならぬのが、日本のいわゆる農業政策の宿命と申しますか、国に課せられた大きな使命だと思ひます。従つてこの農業災害補償法というものは、政府の災害に対する補助金政策の一元化であるといふことが一つ、農家の生産の失敗を裏づけするための、農家の独立性を認めたものだ。これは災害があつた場合に、掛金をしておけば、普通であれば権利として要求できるという立場から、農家を独立の立場に認めたものであつて、これは戦争に負けた日本が農家を救済する制度を認めたと言ふよりも、その前からできてゐる、制度とし

ては一番古い歴史がある、貴重な制度だと私は考えます。そういうような貴重なものでございませうが、いろ／＼個々の問題がたゞさんあります。赤字を多く出して来たといふことから、昨年までおつた総司令部、アメリカの方にも、この問題は日本農業にとつて非常に重大な問題であるが、なか／＼しろいうちがよつとやそつと研究してもだめだといふことで、今日北海道の山中さんからお話があつたように、司令部にグットウイン女史という共済の方の主任がおりましたが、この人が手をあげてしまつて、総司令部に頼んで、アメリカからほんとうの権威者をよこしてくれといふ要請があつて、総司令部の要請に基づいて、アメリカ政府から、向うの連邦政府收穫保險局の計画部長ウイリアム・エッチ・ロー博士をよこしたのであります。わざ／＼日本の保險制度を根本的に改革するために報告を日本政府にするといふので、ウイリアム・エッチ・ロー博士をよこしたのであります。それが昨年の三月に來まして、三箇月間みづちり研究調査して、そしてこの点を改正してもらいたいといふような貴重な報告を残して帰つたのであります。

その後、昨年の連合会の赤字が約十九億といふような問題にからみまして、これを何とか補助してもらいたいとか、あるいは帳消ししてもらいたいとかいふような農業共済団体の動きがありました。政府としても、あるいは議論会としても、こういうようなものは枝葉末節で、根本から改正しなければならぬ、毎年赤字が出るのだといふことで、政府においても昨年あたり非常に研究されて、その結果とま

つたのが、御承知の昭和二十六年三月二十三日の農業災害補償法に関する閣議決定の線でございます。これは大蔵省とかその他あらゆるところで研究して、結論的にまとめて、政府はこういうふうな改正すべきだといふ案をつくつて、これを大蔵省なり関係方面へ示して、その了解のもとに十九億何千万円の去年の赤字の融資をしてもらつたことがあつたのであります。従つて今問題になつております農業災害補償法の一部改正の問題とか、農業共済基金制度の問題とか、あるいは農業單位共済の問題は、その研究された閣議決定の線に基づいておるということが一つ、それからなお、来て研究して報告したその権威者であるウイリアム・エッチ・ロー博士の重大な報告がこの三案に入つております。特にあとで申し上げるような農業單位共済あたりは、ひとつどうしてもこの法でやつて行くといふような報告が入つておるのであります。その他帰りました農業關係の専門家であつたウイリアム・エッチ・ロー博士の三案についての示唆でどうしてもこの基金制度とか、あるいは農業單位共済の問題を解決しなければならぬといふような意見を残して帰つておるのであります。今回政府が出されておる三法案といふものは、いずれも非常に研究された結果、しかもそれにいろいろアドヴァイスされてでき上つたものであります。私はその立場から、この三法案ともぜひひとつ御了解を願つて、通過させていただかなければならぬ、当然さうにしてもらふべきだと言ふぐらゐに、私は強い自信を持つております。

ただ今までの公述人の方から、現在の制度を総括的に見て、非常に不評の理由は共済掛金が高いということ、それから共済金の支払いがおそ過ぎる、共済金が少いということ、この三つの点をあげておられました。特に共済掛金が高いといふことは、今度の農業災害補償法の一部改正において相当に出ておるのであります。政府がいかに努力して農家のために、この要望にこたえて、だん／＼国の負担を多くしておるかといふ何らかの努力が、私はよくわかるのであります。さうもさういふお話がありました。金銭的に見て国と農家の負担は、昨年は水稲におきまして農家が五割五分、国が四割五分であつたのが、今度の改正率で、農家の負担は現状の三十九億にとどめて、国の負担を四十四億といふふうな、比率が国は五割三分、農家が四割七分といふふうな逆転して来たのであります。さういふふうな国が非常に犠牲を払つておるのであります。ただ何でこれがふえるかといふことになりま。これはその内容がいろいろ複雑になるので遠慮いたしますが、料率をわけて通常の料率と、異常と、超異常といふような内容になつておつて、国の負担する内容の区分がかわつてゐるのであります。超異常は全部国が持つ、異常は国と農家が半々、それから通常の場合は、全国の最低線は全部農家が負担するが、最低線とそれとの差額を半分わけにするといふような、なかなか複雑な、農家の人に話したのではわからぬような方式でやつておるのであります。たださういふ問題をわれわれの団体といたしましては、その割り方を、災害の低い所も相当国の恩恵が厚く受けられるように、最低線を国

に持つてもらう。今全国的な最低線をとつておりますが、とつておる分は全国的に農家が全部持つておるような形になつておりますから、それを下まで縦割りにしてもらへば、現在よりも災害が少くて、掛金だけとられ損で恩恵に浴する分が少いといふような地帯であります。われ／＼としては、できればさういふような通常の料率の分を、国が縦割りに持つて持つといふようなことを要望するのであります。さうすればこの点は問題が緩和されると思ひます。ただ共済掛金が高いからこれを安くせよといふのと、共済金が少いといふのは相反する一つの矛盾であります。しかしこれは人間の欲望として当然であります。その両方の矛盾を何とか解決しなければいかぬといふところに非常にむづかしい点があるのがあります。それを何とか解決するのが、いわゆる農業單位共済であります。農業單位共済といふものは、掛金を比較的安くして、さうして災害のある所は相当恩恵に浴して多くもらへる。災害のない所はどうせもらへない。のだから、非常に料率を安くして行くといふような点を考えてみたのが、この農業單位共済といふことの一つの現われに相なつておるのであります。いろいろ意見がありまして、一筆の方がいいのじやないかといふ意見も相当聞きます。この公述ばかりでなく、いろいろな地帯をまわつても聞くのであります。これはすでにアメリカあたりで実験的にやつて成功を収めておりました。向うでは一筆單位が進んで農業單位共済になつております。これがまた進んで、農業單位ではなしに、農

家の総合的の各種作物を一括して、しかも各災害を一括にしたいいわゆる総合作物保険にまで進まなければならぬといふ、農家単位よりまた一歩進んだ意見をアメリカあたりでは持つており、それをだん／＼実行して来ておるような状態であります。日本では共済掛金が高い、あるいは共済金の支払いがおそいという問題を解決して一歩前進するための研究機関として——今度この農家単位共済を実現に移さんとするとき、これをいいか悪いとかいうことをもつて実験もさせぬというところは、共済制度に対しての辺に理論があるかというのを疑うのであります。改正すべきために研究したものは、すべからずやってみて、その結果を見てから考えなければならぬ、かように思います。ただ少い資料で農林省が昨年あるいはその前やつた結果を見ますと、昨年あたりは、わずかに九県で三十三組合についてやつた結果によりますと、われ／＼の予想に反して、農家単位共済と一筆共済でやつてみますと、一筆共済で恩恵に浴する農家の数は一万幾ら、それから同じ地帯を農家単位でやつた場合に恩恵に浴する農家は五千幾らで、いわゆる恩恵に浴する農家の数は、一筆単位よりは戸数においては半減してありますが、共済金はかえつて農家単位の方が多くもらつておるという結果も出ておるものであります。これは一概にやらぬ前からいいか悪いとかいふことは言えない問題であります。しかも今申し上げたように、農林省も相当研究し、アメリカの権威者がやつてみるべきだといふ有力なる勧告をしておつたものを、單にいいとか悪いとか言うこと

は、非常に早計ではないかという意見は私は持つております。その他いろいろ問題がございますが、このいろいろ問題については、これまで来た議論は、共済事業の趣旨の徹底に非常に欠いておること。これは役所にも責任がありまして、われ／＼農家団体のお世話をしておる者も大いに責任があることでありまして、地方をまわつてみても、この認識が非常に薄いということを言つておりました。これはその通りでありまして、今後総力をあげて共済制度の趣旨徹底というところに行かなければならぬと思つておる。今申し上げたように、一般の火災保険会社あるいは生命保険会社がやつてみたところで、保険にかかれれば死ぬとか、家が焼けるというふうなことを言つて、なか／＼入らぬ人があります。ところが政府が例の簡易保険をやつたときに、国が民間事業を圧迫するものであります。国が簡易保険事業をやることによつて趣旨徹底をはかつたので、かえつて生命保険も火災保険も発展して来た。これは趣旨の徹底というところがあつたのでそうなつたのでありまして、特にむずかしいことという農作物の關係については、どうしても趣旨の徹底に力を入れなければならぬ、かように考えるものであります。それからこれからはよく行き過ぎた話になるかも知れませんが、山形の田中さんからも御意見があつたように、共済団体の掛金が高い、あるいはもう金が少い、それからもう共済金がきまつてもそれが非常におそい、またこれに關して、災害のないときに掛金

だけとられるという非難は、どうしてもしろんな運用のやり方においてこの内容を直して行かなければならぬと思つておる。それとあわせて、もう少し積極的な農業共済団体は防災対策、いわゆる災害を未然に防止するような方に力を進めて行けば、農家の関心も高まるし、非常に喜ばれると思うので、どうしても防除態勢にまで進んで行かなければならぬ、かように考えております。その意味において普及技術員關係の顧慮を要する。普及技術員關係は、国から金をもらつて、相當の専門家がやるのであります。末端に滲透させる手足がないために、浮いてしまつておる。それをもう少し末端に滲透できる組織を持つたものに結びついて——あるいは協同組合でもいいと思つて、さすがに山形の田中さんがおつしやつたように農家はものと積極的な技術というものを進めることができる、かように確信するものであります。それから北海道の全国共済農業協同組合連合会の山中山さんの御意見が非常にありますが、任意共済の問題が最近非常にやかましくなつております。これはきよの公述人の方で、末端の農家はあまり騒いでおらぬ、中央の団体が騒いでおるという話がありましたが、私も同感であります。これも沿革的に申しますと、時間が長くなりますからやめますが、さつき申し上げた昭和十四年の旧農業保険法においては、三十六條でこの任意共済を取上げるという根本方針ができておつたのでありまして、すでに昭和十四年ごろから二十一年ごろまでに、各連合会の調べによりますれば、相當程度この火災の共済をやつ

て実績を上げておる例があつたのであります。それが災害補償法のどきさきでちよつと中途切れになつて、あらためて今度第五臨時国会で正式にやれるようになつて、現在においては全国で約二百萬戸の農家が入つております。しかしして農業協同組合の建物あたりも、棟を入れて約三萬戸、実績においてはもう押しも押されぬ、農家の立場から見ても、この任意共済というものを認めておるのであります。ただ強制共済は国から助成金をもらつてやつておるので、任意とは違ふ。それで強制的に縛る、あるいは農家に圧力を加えるようなことがありはせぬかということでありまして、これは私の議論の端でありまして、さつき申し上げたような、旧法の時代からだん／＼下の第三類から第二類、第二類から第一類に育つて行く。言いかえれば、農家の災害を網羅したところの一つの災害対策に來るというところが、昭和十四年の農業保険法以来の一つの思想であります。それがだん／＼現在まで進んで來ておるということをお申し上げておる次第であります。

その他、これもまた非難があるかも知れませんが、政府から職員助成をもらつておれば、共済組合が火災保険をやりましたも、人件費がかからぬから料率は安いだらう。ほかの団体がやれば、人件費分だけはまた保険料で食わなければならぬから、どうしても料率が高くなる。これは農家の立場から見ました場合には、安く行けば一番けつこうであります。しかも農作物、蚕繭、家畜のひまなとき、特に農作物、蚕繭等が重複しないときの冬ごろの一番ひまなときに入つておけば、これは一番いいことなんで、仕事の上からもちつとも重複したり、煩雜にならぬと考へておるのであります。沿革的に見ても、あるいは実績から見ても、これは何も強制と任意という言葉にとらわれなくて、取上げてやつていいと思ひます。もちろんほかの団体がやることについては、私は少しも反対ではございません。ただやるにいつては、私は、私の方の団体でよく話しておりますように、私どもは御承知のように、すべて共済關係には非常に厳密な商法の適用を受け、また損害保險法の適用を受けて監督規定も相當入つて、料率のきめ方、いろ／＼なことにおいても、共済団体のやつておることとは嚴重にやつておるのあります。従つてそういうような立場から見ても、どうの団体でもやる場合においては、十分そういう内容を整備した形において、對等な資格において、被保險者に迷惑をかけない形においてやつて行かなければならぬ、かように考えるわけでありまして、そのことは、すでに昭和二十六年の二月でしたか、農林省の農政局長の通牒においても明らかにされておることとございまして、私が喋々ここで申し上げることもないと思ひます。大体私の申し上げたいことはこの程度で終ります。

○松浦委員長　それでは、西、佐藤、岸、山中、下山君の公述に對しまして、御質疑があれば、この際これを許します。

○吉川委員　私は西さんと佐藤さんと下山さんに、ごく簡単な質問をいたします。

最初に西さんに伺います。西さんのお話、共済負担が、パーセンテージ

から見て麦に不利益である。だから麦作に悪影響があるということをおつしやつておられましたが、そのパーセンテージの不利益な差の出る理由を明らかにしていただければ幸いです。それはむしろお教えを願いたいのです。

それから山中さんにお伺いいたしますが、共済事業を担当している人と申しますか、これは職員というよりもむしろ役員だろうと思いますが、そういう人々のやり方によつて、農民がはなはだ迷惑をしている向きがあるということをおつしやたのでございますが、それに対して、具体的にどのようなことだか、それをちよつと明示を願いたいと思います。

それから最後に下山さんにお伺いしますが、下山さんはさすがに全国農業共済協会の常務理事をしておいでになるし、りつばな著述も持つておいでになつて、この方面の権威者であられるだけに、政府の提案理由の趣旨弁明よりは、もつと詳しく御説明をいただきまして、非常に参考になりました。ありがとうございます。ただここでアメリカ農業と日本農業との構造の相違という点についての御認識を少し超越しての御意見のように私は思うのでございます。私も実は少しばかりきわめて浅い経験があるのであります。日本人としての主観をもつてよその国にある政策を押しつけて失敗をした経験を持つております。アメリカの連中が日本へ来て、アメリカのあの大陸的な農業の構造を頭に描いて、この主観をもつて日本の農業の構造というものを見られた事実が幾つかございます。それが占領下におけるところのいろ／＼の政策になつて現われて来ていたことは

事実でございますが、ただいまの御説明を伺いますと、何かさういつた臭みがあるような気がするのでもございませう。もはやわが国は完全と申していかどうかわかりませんが、とにかく独立国家になつたのでございませうから、自主的にまず日本の政策を立てて行かなければならない、こういうふうに私は考えるのでございますが、私のこの見方が誤つていゝとするならば御教示を仰ぎたいと思ひます。そうしてそれを今後の審議の参考にして行きたい、こんなふうに考えますので、ひとつお願いをいたします。

○西公道人 麦の共済の方が不利益であるということですが、これは過去の一応の災害の状況から見まして、通常災害が多くて、異常並に超異常災害が少かつた、従つて今回改訂になりました部分は、通常災害の掛金率が上つて、異常災害並に超異常災害が減つて来た、従つて結論をいたしまして、通常災害につきましては農家負担が多くなつてゐるような法律でありますので、農家負担が多くなつて国負担が少くなつた。結論はこういうことでございますが、これは現在の法律がある以上やむを得ないことでありますので、従つてこういう面でお考えを願いたいということを申し上げたわけでありませう。

○山中公述人 農業災害補償法でやつております共済連合会長の協同組合の役員と、それから専任の会長さんのパーセンテージを見ますと、専任の会長さんは二〇〇余だと記憶しております。そういう方ですと、協同組合に対して一つの反感のようなものを持つておりますから、常にトラブルを起して

おります。そういうために、この災害補償法の真髓を農民に話さないで、自分の感じを非常に入れて行くというようなことが多くいふのであります。北海道の単位組合の組合長もやはり一七％くらいの専任でございませう。そういうところは共済事業をしておりまして、こゝに家畜共済は北海道は進んでおりまして、獣医とそれから共済の獣医とのトラブルが非常に起きて来るのであります。そういうことも組合長の行き方によつて非常に問題が起ります。それがために北見のある村におきましては、開業獣医が農業災害補償法でやつております家畜共済と同じような仕組みで、約二百頭ばかりの馬を対象にしまして、その馬持ちの連中を集めまして、そつして共済事業に似たようなことをやつておりました。通日農林省の保険課の係の人にもわざわざ／＼そこへ行つていただいたような始末でありませう。何かとそういう面において非常に不便であるということでありませう。

○下山公述人 ただいま吉川先生からの御意見に対して御答弁申し上げました。先ほど申し上げましたように、農業災害補償法は、名前は違ひましたが、共済の精神というものの大体の形は昭和十四年からずっと続いて来ているのであります。アメリカに助長されていゝ／＼なものがえられた中で、少くとも共済制度のみ厳然と残つた形は御承知の通りであります。それから制度上のいゝ／＼具体的な面をとられて非常に御教示いただいたのであります。この間もアメリカを視察して来たインダのマドラス州の州政府顧問のナタラジヤ博士が本年一月に日本各地をまわつたのであります。そ

のときにお会いしたのであります。アメリカでは同じ七五％くらいを補償するのだが、アメリカはどこまでも生産費補償である。自分はインドでは同じ七五％だが、農家の生産費よりもつと進んだ一つのウェルフェアである。農家生活と直結した補償をしたい。その点において日本にも非常に合つておるのではないかと、いろいろな意見を言われたことがあつて、私も非常に同感だつたのであります。御承知のように、アメリカは收穫保険に対しては助成を出しておらない、ところが日本は出してゐる。そういうような形で必ずしもそれらの点について無條件で農林省あたりも受入れていないし、私らの団体としても受入れていない。たださういふような共済金の高いという問題を解決し、あるいは共済掛金の非常な不足してゐる問題を解決する一つの方法としてさういふような問題が提起されたら、これはひとつ実験的にやつてみることは大いに賛成であり、非常に同感である。ぜひやつてみたいという気持ちを持つてゐるわけでありませう。

○河野(謙)委員 私この際西さんに、農業委員会の立場で、場合によつておさしつかえがあれば個人の立場で持つて下さるから、お伺いしたい。先ほど食糧増産は国の要請から発しているものである。従つて農家に対してできるだけ国家の負担をふやして、便宜を與えなければならぬ、これはまつたく同感であります。しかし本年度の予算から行きまして、国の財政全体から行きまして、われ／＼の考えから行けば、他の予算から見ても、農業共済にはむしろ今でも国は予算を非常にけい出し出しておると思つております。一般農家の

負担を軽くする意味で、共済の経営そのもの、組織の内容に入つて、もう少し負担を軽くする方法があるのではないか。その一つの方法として、午前中大内先生から意見がありましたが、あの大内先生の、平常の被害の場合の一割前後の上下、これを保険の対象とする、その他の分については別個の方法をとる、こういう御意見に対して西さんはどういうふうにお考えになるのかということ、もう一つは、火災共済の面ですが、午前中からの公述を承つておりますと、瀧田さんは、これは農協でやるべきだと理論づけて言つておられる。下山さんは立場もありまして、これは農協ではない、おれの方でなければいけないとおつしやる。また山中さんはこれは農家の自由にしたらよろしいだろう、さういふ御意見ですが、一体西さんは、農業委員会の立場に立つてどういふ御意見を持つておられるか、私は、少くとも農家の自由にしたらよいだろうということ、これは必ずしも国の政治として親切ではない、やはり一番よいということにまよつてゐるのが政治だと思ふ。さういふ意味において、どうしてもこれは五分々々で、裁判のしようがないという場合には別ですが、これは多くの人の意見を聞いて、大体どちらかにまよつてゐる政治だと思つておられます。農業委員会の立場でおさしつかえがあれば、個人の立場で持つて下さるから、御意見を伺いたい。

○西公道人 国が二十七年度において共済事業に対して予算をたくさん出してゐる、これはごもつともでありま

す。特に水稲関係につきましては昨年よりも十七億以上も多く予算を組んでおられますが、これは先ほどの麦と同様、過去の実績におきまして、通常災害並びに異常災害が少く超異常災害が多かった。こういうことから通常災害並びに異常災害の掛金率が狭まつて、超異常災害の掛金率がふえた。その結果として国家の負担が増になり、農家負担が減になったということであり、かつまた共済予算といたしましてはふやさざるを得なかつたということだろうと私は解釈しております。そういう意味で、私の申し上げましたのは、こういうふうに予算面では国家負担がふえておられるけれども、しかしながら法律の建前上何らかの改正がなされておらないというのを申し上げたのです。先ほどの大内先生の御意見で一割前後ということとは、あれは国全体といたしましての統計上の考え方であつて、地方に行き、かつまた個人的に見ますれば、あの通りには私は行かないと解釈いたしますので、従つてそういう意味での節約はできないのではないかと考えます。

それから任意共済でございますが、これは委員会といたしましては現在まだ結論に到達いたしておりません。私、公の立場から申しますと、執行部の案が総会で可決されましたから初めて外部に意見を出さなければならぬという建前でございまして、ここで個人的な意見を申し上げますので、それは意味がないと思ひますから、ごかんべん願ひたいと思ひます。

○河野(議)委員 岸さんにちよつと伺いたいのですが、地方で家畜の保険の場合、特に乳牛の場合、岸さんは専門家で非常に詳しいのですが、今ごろ三十万、四十万という乳牛はざらにあるのです。ところが法の限度は今十万と八万とかで押えて、それ以上はかけられないとなつてゐる。それに対して非常に不満があるのです。この点についてどういうふうにお考えになるか。現在の四十万であつても五十万であつても、そういう牛は別個のものであつて、どこまでも法の限度は現行の八万なり十万で押えて行くのが妥当だという御意見か。農民がよく不満を言うところの、牛の価格に従つてもう少し限度を上げたところという意見について、この際岸さんの御意見を伺ひたい。

○岸公進人 河野先生のお尋ねについては、私も同じような感じがいたしてあります。それはやはりこの家畜の共済について同じく要求があるのであります。その利率をもつと上げるといふことは、結局その地方の現実及びその価格から出て来る共済金の関係になつて来るのであります。はたしてそれを負担してやつて行けるかどうかという問題を慎重に研究して行かなければならぬのではないかと。その限度は一応は押えますけれども極力その方法を講じて行くというような道へ持つて行かなければいけないのではないかと。私それについて特に研究したことはありませんが、何とかそういう面に進んで行かなければならぬのではないかと、いうことを考えております。

○河野(議)委員 具体的に何かございせんか。

○岸公進人 まだ具体的にはございせん。

○井上(夏)委員 これは西さんでも下山さんでも山中さんでも、これらの全国的な規模における団体の代表者の意見を聞きますと、いずれも農家の負担が重い、掛金をもつと安くして国庫の負担をふやせ、こういう要求でございます。これは農家の立場から率直に申しますと、そういう声があることは事実であります。しかし同時にわれわれは、国全体の財政というものを見て行かなければならぬので、一方そういう要求をしておきながら、一方では基金制度を拡充せよ、しかもその基金制度においても農家の負担は重い。一方赤字は国が負担せよ、何もかも全部国へ持ち込むということになれば、共済制度自身の意義というものは失われてしまふ。そこで問題は、確かに山中さんでしたか、今度の利率改訂によつて、共済金が米の場合で昨年は三千二百円、農家負担は百六十七円九十一銭、本年は共済金は五千七百二十九円、約千八百円から千九百円の値上げになつておつて、農家負担が百六十九円四十八銭で、わずかの負担しかふえていないのです。この負担でもこれは重いということになりますか。そういう点で私もこれらの全国的団体の代表者の意見を聞いて変に思ひますのは、もし負担金を減らせたいのなら、どのくらいの負担金が妥当であるかと考えます。現在の農家経済の実態において、また引續く災害の被害に應じて、どのくらいの負担金なら農家は安んじてかけられるか、しかしこれ以上は現在の農家経済の実態から見ると、ただ負担が重いのと言つておつただけでは、具体的に事がまともなりませんので、その点に対する御意見があら

りましたならば、ひとつどなたでもよろしいから伺ひたいと思ひます。

それから下山さんは基金法案に賛成であります。この場合下山さんも依然として農家の負担はごめんだ、農家が半分負担することは困る。三分の一も困る。その三十億は全部政府が出せ、という御意見ですか。これも一応伺つておきたいのです。

さらに下山さんにこんなことを聞くのはおかしいのでありますが、一応伺つておきたいのは、農業共済協会というものは、農業共済組合連合会を組織単位としてつくつた一つのクラブ式な団体でありますか。法的にどういふ性格を持つておられますか。それからこの組織的な構成は、今申します共済連合会が参加をしてつくつておられますか、そして実際おやりになつております仕事は、あなたが強調されました農業共済の趣旨徹底、啓蒙、そういうことが大きな仕事ではないかと思ひますが、そうなつて来ますと、これに関連します経費の出どころはどこから出ておりますか。また年間どのくらいの予算をもつてこの協会は運営されておりますか。これを一応お伺ひたい。

○西公進人 負担額が重いという問題であります。これは相対的な意味、絶対的な意味二つかけて私も申し上げておるわけでありまして、大体日本の財政の点からいいますと、国民の負担能力は一ぱい、だ。それについて所得税を減らしてそのかわりに、地方税がふえております。もちろん減り方は所得税の方が多いいのでありますが、全体としてやはり負担が重いというのは、地方の一般の声であります。今回

固定資産が再評価になりまして、国の固定資産税が反当三百三十円になつております。畑が私どもの所におきまして百六十円あります。それから農業協同組合の負担が、反当に直しますと約四十円程度であります。そういうものをいふと、比較いたしますと、共済組合におきましては百円以上の掛金であり、かつまた事務費等におきまして七、八十円のものをつとめておる。そういったものと共済組合を維持するという意味におきまして、百七、八十円の負担金を出さなければならぬ、こういうことから農家におきまして、相対的な意味でも重いという考え方が出て来ることは当然であります。絶対的には先ほど申しましたように、一応負担力に底をついたものであり、改正されておるけれども、しかし農家の経済は困つておる。そういう点から重いという声が出て来る。さように私は解釈いたします。

○山中公進人 私先ほど二十六年度と二十七年年度の共済掛金についてお話し上げましたが、二十六年は百六十七円九十一銭で、二十七年は百六十九円四十八銭、共済掛金は大きく上らなかつて、共済金が非常に多くなり、農家は喜んでおるといふことは申し上げましたが、これで高過ぎるということも言われないものであります。この程度ならよいではないかということ、総会のときも、農家はこれで承認しておりました。

○井上(夏)委員 この程度について西さんはどうお思ひになりますか。それから他の公進人の方はどうでございますか。この程度でもまだ重いとお考えでございますか。北海道はこれで大体

いいというが、他の地方はどうですか。
○西公述人 私は、先ほど申しましたように、固定資産税というようなものを頭に置いた場合には、やはり高いという考え方を持っております。

○下山公述人 私は大抵災害の非常に少い、不平を言うておる地帯は、共済のおつき合いをするのには、私のいろいろの關係で聞いておりますのでは、掛金は大体米一升ぐらいまではがまんできるのではないかと、そういう見当を持っております。その他のことにつきまして、基金制度の關係の十五億、これは高いかということ、それに賛成かどうかという御質問ですが、私は農家の負担の關係から見て、この十五億を農家が負担することは非常に残念だ、できれば国に出してもらいたい。この基金制度の建前から見ても、こういう基金というものは、国が初めてから用意してやるべきではないかと考へておるのであります。井上先生のお話のように、国の財政にも限度があつて、そう何もかにもというわけには行かぬが、最大限の協力をするということでもあります。そのかわり、われわれの希望とすれば、これは農家が出してしまふということではなしに、どこまでも持ち分、出資という形でこれを考へてもらいたいという希望を持つておるわけでもあります。

それから協会の性格でございますが、これは社団法人となつておりますが、全国の農業共済組合連合会を会員としてやつております。それでおもなる仕事は、今井上先生のおつしやつたように、この共済事業の精神の普及徹底ということを中心としております。もう一つ、その普及徹底のために

「村と共済」という新聞と「農業共済」という雑誌を発行しております。総経費は昨年は三千万円程度で、このうち連合会の負担が約一千万円程度、あとは新聞雑誌の編集経費でございます。これは收支バーでございます。

○小淵委員 西さんと下山さんにお伺いしたいのです。最初に西さんにお伺いをしたいと思ひます。

先ほど西さんのお話で、一箇年間に国の方の負担と、それから掛金として徴収するものが大体百七十億。そのほか昭和二十二年から今日に至るまで町村が六十四億、連合会が二十八億の赤字を出しておる、こういうふうな私承つたのでありますけれども、もし数字がおわかりでしたら、昭和二十二年から国の方で負担したものの、あるいは掛金として徴収したものの、それからたまたま六十四億、二十八億というものを足したものがどのくらいの金額になるのかということが、もしおわかりでしたらお伺いしたいと思ひます。

それから下山さんにお伺いしたいと思ひます。それは、私も地方に参りまして座談会を開きますと、共済の問題は任意であるならばよろしいけれども、強制共済はやめていただきたい、私も災害もなしに金もありません。そういう声が非常に強いのであります。もちろん先ほどの西さんのお話のように、相当額の犠牲が払つてあるにもかかわらず、その地方にはほとんど保険金の支払いがなされることになつた地方がこういうことを言つておるのだと私は承知いたしますので、西さんの方でもしおわかりでしたら、これだけの金額の細分というものは、一体どのように支払われておるのか、ア

ウトラインでけつこうでありますけれども、保険金の支払い額とその事務経費というものがどのくらいになつておるのか、こういう点をお伺いしたいと思ひます。またある地方においては、非常に災害が多いので、掛金の何十倍という保険金を年々集中的に交付されておる地方があり、一方ほとんど保険金ももらえないというような地方があるのかどうか、こういう面ももしおわかりでしたらお伺いしたいと思ひます。

それからいま一つは、先ほど最低線の緩和をするような制度にしたらいと思つておるというお話でありましたけれども、これはもちろん一般災害のときの農家全負担の問題、あるいは地方異常災害というような段階におきまして、それと二分の一あるいは政府が全額というような段階があるのではありませんか、この緩和という意味は、あるいは無事でもし制度というやうなものを考へて、最低の負担をしておる所に何か国で払う犠牲のものを還元するやうなことにしたらよろしいのではないかと、こういうことを考へておられるのかどうか、この緩和ということはどういう構想であるのかということについて、お伺いしたいと思ひます。

○西公述人 ただいま御質問になりました統計を私今実は調べたのですが、はつきり何つてなかつたものですから二十六年度一つだけを百七十億と申し上げたのですが、政府の方の特別会計の收支統計というものはここに持つておりまして、六十四億四千八万二千元となつております。御参考までに私の村の事務費と保険の掛金との出

納だけの分を申し上げますと、昭和二十四年度は掛金が十二万八千八百円、事務費が六万四千三百円、昭和二十五年年度は掛金が十五万一千六百円、事務費七万七千円、昭和二十六年年度は掛金が二十一万六千七百円、事務費が十七万八千四百円となつております。従つて二十二年より今までの分を合算すると、掛金は五十九万五千七百円、事務費は三十七万七千七百円になつております。

○下山公述人 お答えいたします。共済關係と地方災害の少い所はどうするかということについて対策があるかという御質問であつたと思ひます。われわれの希望とすれば、今日もいろいろ意見が出ていますように、もう少し保険の個別化と申しますか、一箇町村なら一箇町村と同じ掛金率にすることです。果しては十二段階にわけておきますが、町村なら町村の中を数段階にわけ、災害のときにひどい所と軽い所と無災害地というように、料率を相当個別化して行けばいいと思ひます。それでも問題になるところは、もう少し無事でもし制度を徹底させてもらいたいというのをわれわれは要望しているわけでありす。そうすれば料率に対する不平は相当緩和されるのではないかと考へております。

それから掛金の緩和の問題でございますが、農林省が今度の法律改正で出しておりますその内容においても、やり方によつて全国最低線を、全部共同の農家負担だということではなしに、最低線まで国がおおりて、国で負担ができるやうな割り方を考へてやればやれぬこともないと思ひます。は希望しておつたのでありますが、農林当局の認

めるところとならなくて、その点が私も残念に思つております。新たな金をこの際持つて来なくても、現在の予算の範囲内においてやれば、その点は緩和はできるということでありす。

○松浦委員長 時間も大分たちましたから、これをもつて本日の公聴会は終了したいと思ひます。

終りにあたりまして公述人各位にお礼を申し上げます。本日は長時間にわたり貴重な、しかも御熱心なる御高見の御開陳を賜りましたことについては、本委員会として厚くお礼を申し上げます。

なおこの際委員各位にお知らせいたしますが、先般臨時石炭鉱害復旧法案につきまして通商産業委員会に連合審査会の開催の申入れをいたしておきまして、明五月十四日午後一時から開会いたす予定でありますから、お含みおきを願ひます。

本日はこれをもつて散会いたします。

午後四時四十八分散会